

大垣市給水装置工事の手引き

水都 大垣 未来へ

⑨んだ水 (安全)

⑩つまでも (持続)

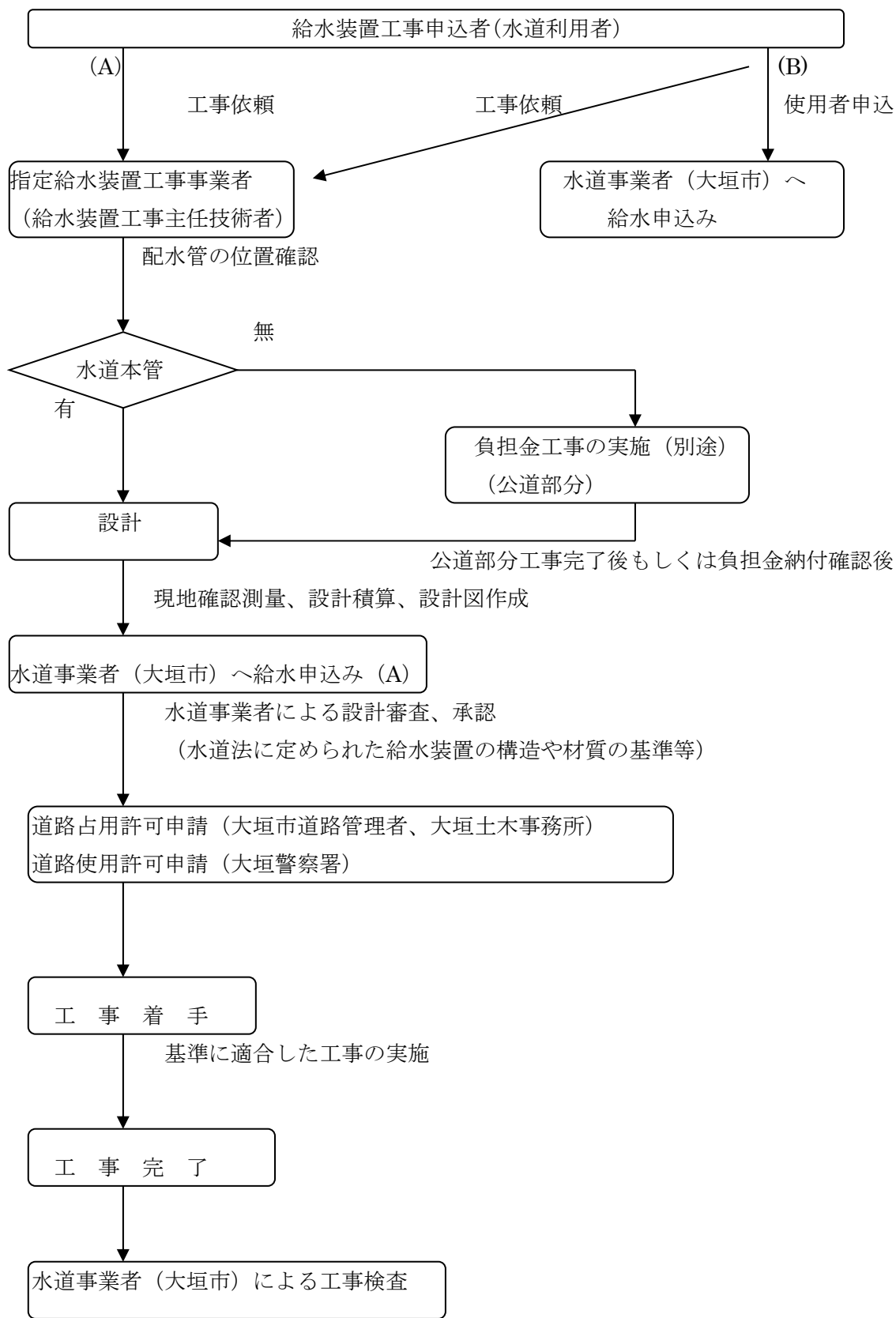
⑪ぎれぬ (強靱)

水道 めざします

令和8年8月

大垣市水道部水道課

給水装置工事の手続きフロー



目 次

1. 総 則	
(1) 目 的	1
(2) 給水装置の定義	
(3) 給水装置の種類	
(4) 給水装置工事の種類	
(5) 給水装置の構造・材質	
(6) メーター設置基準	
(7) 給水方法	
2. メーター設置位置・口径決定及びメーターバイパスユニットの設置	4
3. 給水装置工事に関する手続き	6
(1) 給水装置工事の施行	
(2) 公道敷、河川敷等の占用許可申請等の手続き	
(3) 埋蔵文化財発掘の届出について	
4. 給水装置工事の設計	8
(1) 計画使用水量と管径	
(2) 給水管分岐	
(3) 給水管の埋設	
(4) 給水装置の構造及び材質	
(5) 給水装置工事の使用材料及び器具	
(6) 浄・活水器の取扱い	
(7) 非常用貯水槽の取扱い	
(8) 給・排水工事原簿の作成	
5. 給水装置工事の施工	19
(1) 掘 削	
(2) 埋め戻しと残土処分	
(3) 仮復旧舗装	
(4) 本復旧舗装	
6. 完成検査	21
(1) 検査の手続き	
(2) 検査の実施	
7. 維持管理	22
8. 上石津地域について	23

9. 参考資料及び図面等

- 別紙 1 水道事業者からのお願い
- 別紙 2 給・排水工事原簿（表）
- 別紙 3 給・排水工事原簿（裏）
- 別紙 4 給水装置工事の平面図、配管立面図、詳細図等の凡例
- 別紙 5 分譲（共用管）の平面図、配管立面図、詳細図等の凡例
- 別紙 6 アパート（共用管）等の平面図、配管立面図、詳細図等の凡例
- 別紙 7 分譲等（公道分プラグ止め）の平面図、配管立面図、詳細図等の凡例
- 別紙 8 仮設給水工事の平面図、配管立面図等の凡例
- 別紙 9 給・排水工事原簿事務処理のフロー
- 別紙 10 給水管取出工事立会連絡票
- 別紙 11 給水管標準配管図
- 別紙 12(1) 給水装置（配水管からメーター）施工標準図（13,20,25mm）
- 別紙 12(2) 給水装置（配水管からメーター）施工標準図（40mm）
- 別紙 12(3) 給水装置（配水管からメーター）施工標準図（50mm）
- 別紙 12(4) 給水装置（配水管からメーター）メーターバイパスユニット施工標準図（20,25mm）
- 別紙 12(5) 給水装置（配水管からメーター）メーターバイパスユニット施工標準図（40mm）
- 別紙 12(6) 給水装置（配水管からメーター）メーターバイパスユニット施工標準図（50mm）
- 別紙 12(7) 給水装置（配水管からメーター）メーターバイパスユニット施工標準図（75mm）
- 別紙 12(8) メーターバイパスユニット用メーターバイパスハンドル
- 別紙 12(9) メーターバイパスユニット用メーター停水ハンドル
- 別紙 12(10) 丸型消火栓ボックス標準図
- 別紙 12(11) 消火栓標準図
- 別紙 13(1) 配水管及び給水装置工事承認済資材一覧表（1）
- 別紙 13(2) 配水管及び給水装置工事承認済資材一覧表（2）
- 別紙 13(3) 配水管及び給水装置工事承認済資材一覧表（3）
- 別紙 13(4) 不断水分岐工事承認済資材一覧表
- 別紙 14(1) 給・排水設備工事完了届
- 別紙 14(2) 給・排水設備工事検査表
- 別紙 14(3) 給水装置工事検査願
- 別紙 15 開発道路及び位置指定道路に布設する管路について
- 別紙 16(1) 開発許可申請工事の事務処理フロー
- 別紙 16(2) 引渡検査願
- 別紙 16(3) 公共施設引渡書
- 別紙 17(1) 小規模貯水槽水道について
- 別紙 17(2) 小規模貯水槽水道（設置・変更・廃止）届出書
- 別紙 17(3) 専用水道及び簡易専用水道に係る権限の移譲について

- 別紙 1 8 (1) 上石津地域簡易水道 加入申込書
- 別紙 1 8 (2) 上石津地域簡易水道 所有者変更届
- 別紙 1 9 (1) 水道連結型スプリンクラー設備（直結式）設置の流れ
- 別紙 1 9 (2) 水道連結型スプリンクラー設備（直結式）設置に係る承諾書
- 別紙 2 0 (1) 給水申込書（新設）
- 別紙 2 0 (2) 給水申込書（布設替）
- 別紙 2 1 (1) 上水道管理設承諾書
- 別紙 2 1 (2) 給水管理設承諾書
- 別紙 2 2 大垣市水道事業 水道配管図写しの交付願い
- 別紙 2 3 給排水工事原簿 写しの交付・閲覧 申請書
- 別紙 2 4 中高層建物直結給水 給水方式選定フロー
- 別紙 2 5 (1) 特定給水器具設置の取扱いについて
- 別紙 2 5 (2) 特定給水器具設置に関する誓約書
- 別紙 2 6 (1) 非常用貯水槽の取扱いについて
- 別紙 2 6 (2) 非常用貯水槽設置に関する誓約書

給水装置工事の手引き

1. 総 則

(1) 目 的

この基準は、大垣市水道事業給水条例（以下「条例」という。）第 5 条、第 7 条、第 8 条及び大垣市水道事業給水条例施行規則（以下「規則」という。）第 7 条により、給水装置の設計及び施工についての基準を定めることを目的とする。

(2) 給水装置の定義

給水装置とは、条例第 3 条により、配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

(3) 給水装置の種類

給水装置は、次の 3 種類に区分する。

① 専用給水装置

1 戸または 1 箇所専用するもの。

② 共用給水装置（共用管）

2 戸または 2 箇所以上で共用するもの。

③ 私設消火栓

消防用に使用するもの。

(4) 給水装置工事の種類

工事は、次の 4 種類に区分する。主な例をあげる。

① 新設工事

ア. 新たに給水装置を設ける工事。（上石津地域は、加入金が必要です。）

イ. 既設の給水装置の全部を撤去して建物の新・増改築に伴って、新たに給水装置を設ける工事。但し、所有者変更を伴う場合に限る。

ウ. 既設の給水管から分岐して、新たにメーターを伴う給水管及び給水用具を設ける工事。

② 改造（増設、変更、一部撤去）工事

給水管の延長や給水用具の個数及び位置並びにメーターの位置等を変更するもので撤去工事（全部撤去）には該当しない工事

ア. 水栓数を増加する工事（増設）

イ. 水栓数を減にする工事（一部撤去）

ウ. 公道分の給水管は残し、建物の解体等により、敷地内の給水装置を撤去する工事。（一部撤去）

エ. 建替、増築等で給水装置の原形を変えるものであり、同一所有者による一般的な建替の工事。（変更）

オ. 水栓、メーターの位置を変更する工事。（変更）

カ. メーターの口径を変える工事。（変更）

③ 修繕工事

給水装置の原形を変えず、部分的に破損箇所を修復する工事。

④ 撤去工事（全部撤去）

ア．所有者の費用負担において給水装置を分岐点から取り除く工事。

イ．水道が使用中止の状態で、その給水装置の所有者が判明せず、かつ、使用の見込みがないと認められ。水道事業者が維持管理上適当と認められる場合に給水装置を分岐点から取り除く工事。

<参考>原簿の提出例

a.使用者の使用中止申し込み（料金中止、メーター撤去手配）

b.解体業者が仮設メーターを受けて解体作業（仮設原簿の提出）

c.公道分を残し、敷地内は全部撤去する撤去原簿の提出（取扱上は公道分の引込位置を明示する原簿（公道分原簿）と同様）

（注意）原則、全部撤去（④項）を現在の所有者において施行されることを勧められたい。利用形態によっては、給水管の口径、引込位置等が合わない場合など、次の所有者が一部撤去（公道分撤去）を継承して、施行しなければならない旨を伝えること。

（５）給水装置の構造・材質

「水道法施行令第６条」給水装置の構造及び材質の基準による。

（６）メーター設置基準

メーターの設置は、次の基準による。

① 既 設

現在設置されているメーターを使用する。

② 新 設

ア．１つの建物ごとに１個のメーターを設置する。

ただし、土地利用上、同一敷地内で同じ目的に使用されているものについては、建物の棟数に関係なく１個のメーターとする。

イ．１つの建物であっても、構造及び利用上独立して使用される区画に給水装置を設ける場合は、それぞれに１個のメーターを設置する。なお、中高層住宅においてメーターの遠隔装置を設置する場合は、「中高層住宅における各戸検針、徴収等に関する取扱要領」に基づくものとする。

③ 仮 設

建物築造工事等で一時（臨時）給水が必要な場合に、メーターを設置する。

(7) 給水方法

給水方法は、直結式または受水槽式とする。

① 直結式

ア. 直結直圧式で建物2階まで。

イ. 直結直圧式で3階～5階まで。

ウ. 直結増圧式で10階程度まで。

※イ、ウについては建物用途や配水管口径、水压等の条件があるため水道課と協議を要する。(別紙24参照)

② 受水槽式

ア. 建物の3階部分以上もしくは3階建以上の建物に給水する場合。

イ. 一時に多量の水を必要とする場合。

ウ. 工事等の断水時にも、給水を必要とする場合。

エ. 配水管布設道路地盤高から5mを超えて給水する場合。

オ. その他水道事業者が指示した場合。

2. メーター設置位置・口径決定及びメーターバイパスユニットの設置

- (1) 給水装置に取り付けるメーターの設置位置は、配水管から直角に引込んだ給水管で原則として官民境界から1 m以内とする。よって、引込位置の選定は、メーターの設置位置を十分考慮して決定すること。また、口径決定については、予定使用水量、給水器具同時使用数、住宅戸数等を勘案して決定するものとし、＜表2-1＞による。
- (2) 一般家庭において、メーターの口径は、給水装置を新設する場合は原則として最小20 mmとする。(注)ただし、1～2 栓までの利用は13 mmの使用を認める。また、既給水使用(仮設メーターを除く)で改造工事等に該当する場合は、従前のメーターと同口径とすることができる。
- (注意) 上石津地域は、最小口径13 mmとする。

＜表2-1＞

メーター口径(mm)	13	20	25	40	50	75	100
給水管 口径(mm)	20	20	25	50	50	75	100
予定使用水量 (ℓ/分)	17	40	65				
給水器具同時使用数 (栓)	1	2～3	4～5				
住宅戸数(戸)(戸建)	1	1	～2	3～ 6	7～ 10	11～ 28	29～
				(参考) これらを目安とし、集合住宅の場合も含めて「4(1) 計画使用水量と管径」や水道課との協議、指導による。			

- (3) メーターの上流側の給水管の口径は、メーターの口径が13 mmの場合にあっては20 mm、メーターの口径が20 mm以上にあってはメーターと同じであることを原則とする。
- (4) 仮設メーターを設置する場合には、次の順序で行うこと。
- ① 家屋の建替等の時は、既設メーターを撤去、仮設メーターを設置し、工事完了後、新設メーターを設置する。特に下水道の既利用者の場合には留意すること。
 - ② 工事現場等で一定期間のみ水道を使用する場合は、仮設メーターを設置し、工事完了後配水管からの分岐点で閉栓すること。

(5) メーターバイパスユニットについて

- 1)直結式でメーター口径が40mm～75mmの場合については、メーターの交換に時間を要するため、メーターバイパスユニットの設置を原則とする。ただし、メーター交換等に伴う断水が、事業等に支障なく行うことが可能な場合は個別で協議すること。
- 2)25mmのメーターバイパスユニットは、戸建ての個人住居を除く以下の直結直圧の事業所に設置する。ただし、メーター交換時、一時的に断水が可能な場合などは、個別で協議すること。
 - ① 歯科医院、診療所、病院などの医療機関、飲食店、公共施設に設置する。
 - ② メーター交換作業時間の断水ができない事業所に設置する。
 - ③ 開庁日の8：30～17：15までにメーター交換作業が行えない事業所に設置する。
 - ④その他、上記に準ずる事業所等に設置する。
- 3)直結式でメーター口径が13mm及び20mmの場合について、使用者の申し出があればメーターバイパスユニットを設置することができるものとする。
- 4)メーターバイパスユニットの上流側には、止水栓に代わるバルブを設置すること。

3. 給水装置工事に関する手続き

(1) 給水装置工事の施行

① 給水装置工事の申込み

施行規則第 7 条の規定により申込者側で施行する工事で、同条の規定に定める給・排水設備計画申込書（着工・完成の予定日を必ず記入）及び給・排水工事原簿を、申込者が水道事業者へ提出する場合のほか、条例第 7 条第 2 項の規定により、当該工事を施行する指定給水装置工事事業者（以下「指定工事事業者」という）を通じて、水道事業者に提出するものとする。

② 設計審査

給・排水設備計画申込書及び給・排水工事原簿の提出があったときは、水道事業者においてこれを審査し承認したならば、指定工事事業者に「給・排水工事確認済証」を発行する。

ア. 給・排水設備計画申込書の記載事項の確認

イ. 建築確認を必要とする建物にあっては、建築確認受理番号の記入の確認

ウ. 給・排水工事原簿の記載事項の確認

エ. 集中検針をする場合は、「中高層住宅における各戸検針、徴収等に関する取扱要領」を遵守した計画設計がされているかの確認。

<集中検針の注意事項>

- ・ 事前協議を必ず行い、協議どおり施行すること。
- ・ 水源は上水道のみであり、他の水源がある場合や、当初計画を変更し、一項目でも「要領」に適合しない場合は、集中検針の対象とはならないため計画にあたっては「要領」に十分留意すること。

③ 施 工

ア. 指定工事事業者は、「給・排水工事確認済証」を工事場所の見易いところに掲示した後、施行基準に適合した方法によって、誠実に工事を施工しなければならない。

イ. 指定工事事業者は、工事が完成したときは指定の検査を受け、工事申込者に引き渡すものとする。

④ メーター交付

- ア．新規で給水申込みされる場合、出来形確認のため水圧確認を実施し、その写真を市に提出してメーターを受けるものとする。
- イ．水圧試験は一次側（公道側）、二次側に分けて、0.75MPa、15 分間以上とする。これは静水圧であり、給水装置としては水撃作用など高水圧が生じることもあり、これ以上の数値で水圧試験を実施することが望ましい。
- ウ．メーター再交付（既設給水装置利用など）や、仮設メーター交付の場合等は給水装置工事に応じた水圧試験を実施するものとする。

<水圧写真の撮り方>

- ・ 黒板の住所、申込者名など必要事項を明示し、背景も写し込み、状況によっては複数枚撮ること。
- ・ 現地が特定できるような撮り方に努め、ゲージ圧力のアップ写真のみではメーター交付がされない場合があるので注意すること。

（２）公道敷、河川敷等の占用許可申請等の手続き

- ① 公道敷、河川敷の占用掘削、道路交通規則及び河川保全区域に関する官公署への許可申請は、大垣市水道事業者を申請者（注１）として許可を受けるものとする。
- ② 工事申込者または指定工事事業者は、上記の許可申請に必要な書類を、速やかに提出すること。
- ③ 指定工事事業者は、道路占用許可書の写しを道路使用許可申請書に添付し、大垣警察署に提出して道路使用許可を受けるものとする。
- ④ 占用許可申請書の提出部数は３部（注２）とする。
- ⑤ 指定工事事業者は、各許可書を受領し、それを確認後でなければ工事を施行してはならない。
- ⑥ 工事看板には、必ず道路使用許可番号を明示すること。

（注１）：市道占用、河川占用の場合は施主を申請者とする。

（注２）：市道占用、河川占用は２部

（３）埋蔵文化財発掘の届出について

埋蔵文化財包蔵地（大垣市 HP→用途地域等 GIS 検索サービス→表示切替にて埋蔵文化財区域を選択し確認）において土木工事等のための発掘を実施する場合、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 93 条第 1 項の規定により、関係書類を添付し、文化振興課 郷土歴史・文化財活用グループに届出してください。

届出の様式・記入例等は、大垣市 HP→文化振興課のページよりご確認ください。

※届出の提出期日は、工事着工の 60 日前まで

4. 給水装置工事の設計

(1) 計画使用水量と管径

計画使用水量と管径の決定については、公益財団法人 給水工事技術振興財団発行の「給水装置工事 技術指針 第7編 7.2.2 計画使用水量の決定、7.2.3 給水管の口径の決定」等を参照しながら、給水の諸条件を満たすよう設計しなければならない。

(2) 給水管分岐

配水管、共用管及び給水管から新たに給水管を取出すことを分岐という。

① 分岐の制限

ア. $\phi 250$ mm以上の配水管及び異形管から分岐してはならない。

イ. 分岐口径は、原則として被分岐管の口径より小さくすること。

ウ. せん孔箇所の間隔は、30 cm以下としてはならない。

② 分岐の方法

ア. 給水する区画がそれぞれ独立し、所有者が異なる場合は、1区画ごとに取り出すこと。

イ. 同一所有者の区画で、借家、アパート、生計の異なる世帯などに給水する場合は、分岐か所を1か所とする共用管で、宅地内において専用給水装置を分岐することができる。この場合、各々の分岐か所にスリース弁（50 mm以下）同等品以上を取りつけること。

ウ. 直圧式で40 mm以上のメーターを設置する場合、メーター廻りの弁、水栓類に配置等について水道課と協議し、その指示によること。

③ 分岐の工法

ア. 分岐方向として、メーターまでは被分岐管と直角にすること。

イ. 分岐は、分岐口径75 mm以上のときは割T字管、50 mm以下のときはサドル付分水栓を用いること。

ウ. 被分岐管が铸铁管（DIP 及び CIP）のときは、密着コアを装着すること。なお、密着コアを十分装着するために、穿孔機ドリルの規格寸法を以下に示す。

<表4-1>

ドリル呼び径	20 mm	25 mm	30 mm	40 mm	50 mm
規格寸法	$\phi 18.1$	$\phi 23.1$	$\phi 28.1$	$\phi 38.1$	$\phi 47.1$
公差	-0,+0.2				

エ. 水道用配水ポリエチレン管（HPPE）に給水管の穿孔を行う場合は、専用のきり、ホルソーを使用すること。

オ. 被分岐管が鋳鉄管（DIP 及び CIP）のときは、防食用ポリエチレンスリーブで被覆し腐食防止を図らなければならない。また、サドル分水栓等もポリエチレンシートを使用して分水栓全体を被覆し腐食防止を図らなければならない。これらポリエチレンスリーブ等の施工は、「ダクトイル鉄管用ポリエチレンスリーブ施工要領書（日本ダクトイル鉄管協会発行）」などに則って、確実に密着及び固定をしなければならない。

（３）給水管の埋設

- ① 給水管の土被りは表４－２のとおりとする。
- ② 障害物等のため、やむを得ず上の表に定める土被りが確保できないときは関係機関と協議し、必要な防護工を施すこと。
- ③ 普通河川等敷地占使用が必要な場合、施工は原則下越しとなる。ただし、関係機関と協議の結果、上越しとなる場合は定められる防護工を施工すること。

＜表４－２＞

場 所 \ 区 分	口径 75 mm (DIP) 以上 の場合	口径 50 mm (PEP) 以下 の場合
一般国道 主要地方道 一般県道	(0.8 m 以上) 1.2 m 以上	(0.8 m 以上) 1.2 m 以上
市 道	(0.8 m 以上) 1.2 m 以上	(0.8 m 以上) 1.2 m 以上
公道に準ずる私道	(0.8 m 以上) 1.2 m 以上	(0.8 m 以上) 0.9 m 以上
宅 地 内	0.6 m 以上	0.3 m 以上
備 考		歩道部の（ ）は最小土被りの 0.6 m とする。

注：（ ）書きは、平成 12 年 4 月以降施工の配水管から分岐する給水管を対象とする。

(4) 給水装置の構造及び材質

- ① 給水装置全体が必要水量を満たし得る構造であること。
- ② 自家用井戸水など上水道以外の水の混入を避けるため、配水系統や給水装置は区別すること。特に混合水栓には注意すること。
- ③ 給水管内に汚水が逆流するおそれのある装置や構造があつてはならないこと。
- ④ 給水装置にポンプなど配水管の水圧に影響をおよぼすおそれのある器具を直結してはならない。
- ⑤ 既設管を市の上水道に連結使用する場合は、既設管の水圧強度を十分確認のうえ使用すること。
- ⑥ 使用する材料は、給水装置の構造及び材質の基準に関する省令（平成9年3月厚生省令第4号、以下「基準省令」という）に適合するものでなければならない。
また、使用する材料のうち配水管からメーターまでのものについては、市が別に定める「配水管及び給水装置工事承認済資材一覧表」に掲げるものであること。

(5) 給水装置工事の使用材料及び器具

① 材料及び器具

給水装置のうち配水管への取付口から水道メーターまでの間に使用する材料及び器具は、次の規格品及び指定品とする。

② 給水管

<表4-3>

名 称	口 径	適 用 規 格	適 要
ダクタイル鋳鉄管	75mm 100mm	JWWA G 113 JWWA G 114	GX形1種管
水道配水用 ポリエチレン管	50mm 75mm 100mm	JWWA K 144 JWWA K 145 PTC K 13	HPPE 管
硬質塩化ビニル ライニング鋼管	40mm 50mm	JWWA K116	SGP-VD
ポリエチレン管 (1種)	13・20・25 40・50mm	JIS K 6762-1	2層管

③ 水栓類

<表 4－4>

名 称	口 径	適 用 規 格	適 要
・分水栓 水道用サドル付 分水栓	1 3 ・ 2 0 ・ 2 5 ・ 4 0 ・ 5 0 mm	指定使用品	伸縮性のあるもの
割 T 字管	7 5 ・ 1 0 0 mm	指定使用品	铸铁管はポリエチレンスリーブで覆う。
・止水栓 逆止弁付ボール 止水栓	1 3 ・ 2 0 ・ 2 5 mm	指定使用品	フロート式・左止・ ハンドルビス固定式

<表 4－5>

名 称	口 径	適 用 規 格	適 要
・仕切弁 スリースバルブ	5 0 mm 以下	指定使用品	宅内の共用部分 を含む。
・ソフトシール 仕切弁	5 0 mm 以上	指定使用品	公道分相当の 共用管部分
・逆流防止弁 逆止弁	4 0 mm 以上	指定使用品	

<表 4－6>

名 称	施 工 内 容	適 用 規 格	適 要
標示テープ	配水管、給水管の上部に 貼ること。	指定使用品	
埋設シート	配水管、給水管を布設後、 道路天端より土被り深さの 中間に埋設すること。	指定使用品	
管探知ワイヤー	給水管 (配水管からメーターまで)	指定使用品	
プラスチック杭 ----- 標示ピン	給水管直上で官民境界付近 に埋め込むこと。	指定使用品 ----- 指定使用品	いずれかを 設置する。
量水器ボックス	メーター及び止水栓類が 収納され善良なる管理者の 注意が保持できるもの。		

(6) 浄・活水器の取扱い

①目的

給水装置に浄水器や活水器等（以下、「浄・活水器」という。）を設置した場合に起き得る給水装置内や配水管への逆流事故、メーターの維持管理への支障等を防止するため、必要事項を定めることを目的とする。

②浄・活水器の定義

浄・活水器とは、以下の機能を有する機能水器具をいう。

ア. ろ過材により、水道水中の残留塩素などの溶存物質や濁質の除去（減少）を目的とした器具（以下、「浄水器」とする。）

イ. 人工的な処理により、付加的な機能を有する水をつくる器具（以下、「活水器」とする。）

ウ. その他、水道水の水質を変化させることを目的に設置する器具（以下、「その他器具」とする。）

③浄・活水器の分類

浄・活水器は、設置形態により 3 タイプに分類する。

ア. 一次側設置型（Ⅰ型）

給水管や水栓の流入側（一次側）に直結して、常時水圧が作用するタイプを一次側設置型（以下、「Ⅰ型」という。）とする。

イ. 二次側設置型（Ⅱ型）

水栓の流出側（二次側）に設置して、常時水圧が作用しないタイプを二次側設置型（以下、「Ⅱ型」という。）とする。

ウ. 外部設置型（Ⅲ型）

給水装置の外部に設置し、水道水と接しないタイプを外部設置型（以下、「Ⅲ型」という。）とする。

④浄・活水器の設置基準

ア. 浄・活水器は、水道メーター（給水契約メーター）の下流側に設置すること。

イ. 検針や取替等のメーター管理に支障があるため、浄・活水器をメーター筐内に設置しないこと。

ウ. Ⅰ型の浄・活水器を設置する場合は、次の事項を遵守すること。

a. 浄・活水器の上流側に逆止弁及び止水栓を設置すること。

b. 浄・活水器の上流側に直圧の給水栓を設置すること。

c. 給水タンクに導水する管路には設置しないこと。

エ. 磁気を利用した浄・活水器を設置する場合は、水道メーター（給水契約メーター及び各戸検針メーター）から 50cm 以上の離隔を設けること。

⑤浄・活水器を設置した場合の維持管理等

- ア. 水道事業者の水質の管理責任は、浄・活水器の直近上流側までとする。
- イ. 浄・活水器の維持管理責任及び下流側の水質管理責任は、給水装置の所有者又は使用者とする。
- ウ. 浄・活水器は、各製品の仕様に応じた定期点検等を実施すること。
- エ. 指定工事事業者は、上記ア～ウの維持管理等について、給水装置の所有者又は使用者の了承を得たのち設置すること。

【解説】

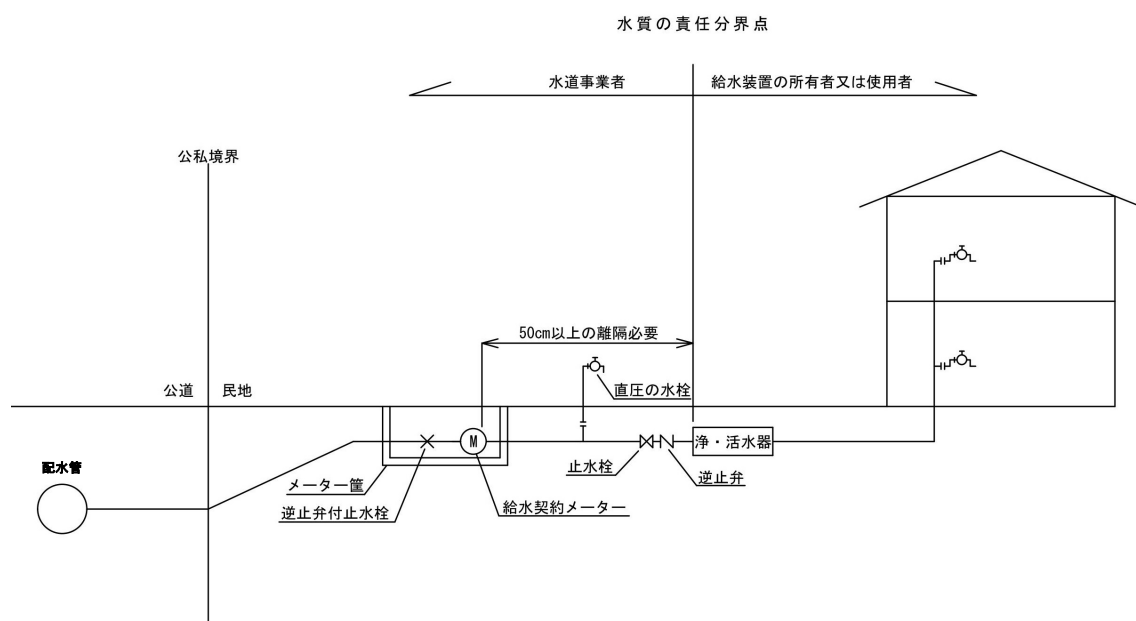
水道水の水質は給水装置の給水栓において、水質基準に適合していることが条件であり、水道事業管理者の水質の責任範囲は給水栓までである（給水タンク以降の水は、給水装置の所有者又は使用者）。しかし、「水質の変化が予想される給水器具を通じて給水される水の水質の変化については、水道事業者等の責任は免除され得ると考えられる。」（水道法逐条解説）ので、Ⅰ型の浄・活水器においては、水道事業者の水質の責任分界点は、浄・活水器の上流側までとする。また、Ⅱ型の浄・活水器は、給水栓の二次側に設置されるものであるので、浄・活水器以降の水質に水道事業者は責任を有しない。

浄・活水器の設置基準一覧表

種 類	分 類	メーター上流側に設置	筐内設置	逆止弁・止水栓の設置	給水栓の設置	給水タンク上流側に設置
浄水器	Ⅰ 型	×	×	要	要	×
	Ⅱ 型			不要	不要	
活水器、 その他器具	Ⅰ 型	×	×	要	要	×
	Ⅱ 型			不要	不要	
	Ⅲ 型	×	×	不要	不要	×

備考) 磁気を利用した浄・活水器は、種類及び分類を問わずメーターから 50cm 以上の離隔を設けること。

浄・活水器の設置例
・直圧給水方式の場合



(7) 非常用貯水槽の取扱い(令和5年7月11日付薬生水発0711第1号厚生労働省通達)

①目的

水道利用者が自ら事故・災害時の飲用水を確保することが目的で、水道の給水管に直結し有圧のまま給水できる「非常用貯水槽」の設置が今後想定されることから、次の事項等について留意すること。

②設計にあたっての配慮事項

非常用貯水槽について、以下「当該装置」という。

- ア. 当該装置の大きさが使用水量に比し著しく過大でないものであること。また、非常時の必要水量及び当該装置の容量の算出根拠を示すこと。
- イ. 逆流防止措置（逆止弁等）を講じること。
- ウ. 平常時及び非常時において、使用者等が当該装置に貯留される水の水質を確認できる構造であること。
- エ. 当該装置の設置により水道施設への影響が懸念される等、必要と認められる場合には、当該装置の運用・その他維持管理上必要な措置を講じること。（ドレンバルブ、点検口、空気弁、バイパス管、緊急遮断弁及び給水栓の設置、凍結防止措置等）

③その他の留意事項

- ア. 当該装置は、非常時に飲用水を貯留する目的で水道利用者により設置されるものであり、平常時においてその使用状況により給水する水の水質の変化が予想される場合においても、その使用による社会的便益を考慮し、当該装置を通じて供給される水の水質の変化については、水道事業者の責任は免除され得ると考えられること。
- イ. 災害その他正当な理由によって、一時的な断水や水圧低下等により当該装置の性能が十分発揮されない状況が生じても、水道事業者の責任がないものであること。
- ウ. 当該装置はその所有者に管理責任があり、当該装置に係る給水装置工事を施行する指定給水装置工事事業者は、必要に応じて製造者等とも連携し、所有者及び使用者に対して、当該装置の設置場所、非常時の使用方法、維持管理・点検方法、水質の確認方法、及び当該装置と受水槽との異なる点等、管理に関する事項を周知徹底すること。
- エ. 当該装置の保守点検、清掃、消毒、再塗装等については、その施行により当該装置内部の汚染のおそれがあるため、指定給水工事事業者が給水装置工事として施行するものであり、必要に応じて、指定給水装置工事事業者が選任した給水装置工事主任技術者の指導・監督の下、保守点検、清掃、再塗装等に従事する者が行い、構造材質基準に適合すべきものであること。

(8) 給・排水工事原簿の作成

- ① 申込の使用区分は、次の4種類である。(1-(3)給水装置の種類参照)
「専用」、「共用管」、「公道分」、「仮設」
- ② 申込の工事区分は、次の4種類から選択すること。(1-(4)給水装置工事の種類参照)
「新設」、「改造(増設・変更)」、「修繕」、「撤去」
- ③ 申込のメーター保管区分は、次の各々の3種類から選択すること。
(1-(4)給水装置工事の種類参照)
「既設」、「新設」、「仮設」及び「一般用」、「公衆浴場用」、「消防用」

④ 作図

工事原簿は、位置図、平面図、配管立面図、必要により詳細図、骨組図及び縦断面図とし、縮尺は平面図 1/100～1/200、配管立面図、詳細図、骨組図及び縦断面図 1/20～1/200 を標準とする。また、各図に記入するものは、次のとおりとし、別紙 2～8 を参照のこと。

ア. 位置図

- a. 施行場所付近の住宅地図(前々年度版以降を使用しページ及び座標を記入)を貼り付けること。
- b. 水道台帳(水道課保管)のページ番号も併記すること。
- c. 会社、公共施設、道路等の目標物を可能な限り入れること。

イ. 平面図

- d. 原則として図面は上を北とする。それ以外の場合は方位を記入すること。
- e. 建物の大きさ、間取り及び土地の境界線を記入のこと。
- f. 道路の種類(国、県、市道及び私道)、歩車道の区分及び側溝、水路を記入のこと。
- g. 配水管の埋設位置(敷地境界からの距離)、管径及び管種を記入のこと。
- h. メーターの位置(敷地境界からの距離)を記入のこと。
- i. 既設給水装置及び排水設備を記入のこと。
- j. 自家用井戸水など他の給水管、設備を記入のこと。
- k. 新設給水装置の配管の管径、管種を記入のこと。(ヘッダー工法等の場合、メーカー、工法、管種なども記入すること。)
- l. アパート等の共用管の場合は、管径、管種、各部屋のメーターの位置、距離及び各部屋番号を記入のこと。
- m. 受水槽類の材質、寸法、容量など。
- n. その他工事に必要な事項。(別紙 17 (2) 小規模貯水槽水道届出書 受水槽容量の算出根拠も提出してください。)

ウ. 配管立面図

平面図に表わした給水装置の配管及び器具についての立面図。

新設については、上水・井水立面図を記入のこと。

改造などの場合についても、図面は工事施工の基礎であるとともに、維持管理

の技術的な基礎資料となるため、原則として調査して記入のこと。ただし、既設部分が調査してもわからない場合、立面図は省略可とする。

エ. 詳細図

平面図のみで分からない場合は、その部分を拡大して作図する。

オ. その他

受水槽の二次側の記入について、新設・既設を問わず立面図は省略可とする。

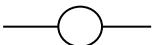
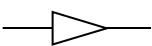
排水設備に流れる汚水が、上水か井水かを明記すること。

⑤ 表示記号

作図には、次の表示記号を用い、その名称を記入すること。

ア. 配水管類

<表 4－7>

名 称	記 号	摘 要	名 称	記 号	摘 要
配水管	----	黒 色	既設排水管	-----	赤 色
既設給水管	-----	青 色	新設排水管	=====	赤 色
新設給水管	=====	青 色	井水配水管	=====	緑 色
石綿管	ACP		鋳鉄管	CIP	
ダクタイル 鋳鉄管	DIP		耐衝撃性 硬質塩化 ビニル管	HIVP	
水道配水用 ポリエチレン管	HPPE				
硬質塩化 ビニル管	VP		スリース弁		
仕切弁			消火栓		
管径変更			管種変更		

イ. 給水管類

<表 4－8>

名 称	記 号	名 称	記 号
硬質塩化ビニル管	VP	ダクタイル鋳鉄管 (エポキシ粉体塗装)	DIP
耐衝撃性硬質塩化 ビニル管	HIVP	水道用硬質塩化ビニ ルライニング鋼管	SGP-VD
ポリエチレン管	PEP	水道用硬質塩化ビニ ルライニング鋼管	SGP-VB
ポリエチレン粉体 ライニング鋼管	SGP-PB	水道配水用 ポリエチレン管	HPPE

ウ.弁、栓類

<表 4-9>

名 称	記 号	名 称	記 号
仕切弁、スリース弁		私設消火栓	
逆止弁付止水栓		認証器具（給水栓等）	
メーター		キャップ止め	
逆止弁		プラグ（栓）止め	
ポンプ		井 戸	

エ.給水栓類

<表 4-10>

	記 号		記 号		記 号		記 号		記 号
横水栓		自在水栓		立水栓		自在立水栓		大便フラッシュ	
シャワー		双口水栓		ボールタップ		衛生水栓		混合水栓	
三ツ口水栓		胴長水栓		小便水栓		地下式水栓		消火栓	

オ.水槽

<表 4-11>

名 称	記 号	名 称	記 号
受 水 槽			

カ.その他

上記以外の記号を使うときには、記号に名称を記入のこと。

5. 給水装置工事の施工

配水管から取り出す給水管部分について、国道・県道・市道それぞれの道路管理者と事前に協議し次の事項に留意して施工すること。

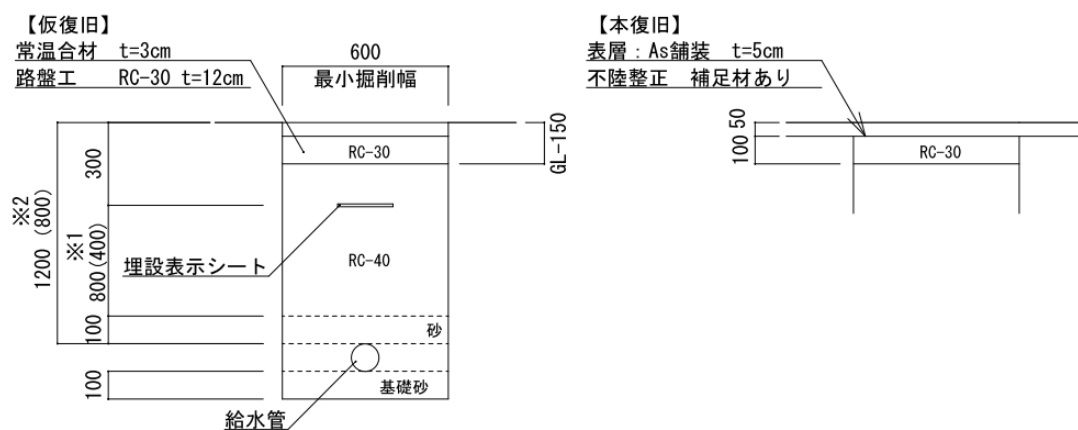
(1) 掘削

- ① 掘削前に、地上及び地下構造物（埋設物を含む）を調査し、構造物の損傷または舗装面積を拡大しないよう注意すること。
- ② 舗装道路は、舗装カッターで縁切りをした後掘削すること。
- ③ 深さが 1.5 m を超える場合、必ず土留工を設けて施工すること。
- ④ 湧水のある場合は、十分に排水し施工すること。
- ⑤ 道路の掘削は、当日中に仮復旧が完了できる範囲とする。

(2) 埋め戻しと残土処分

- ① 道路の埋め戻しは、管頂から 10 cm までは砂とし、上部は再生砕石をもって行うこと。
- ② 砂は、水締めを基本とし、砕石は 1 層の厚さを 20 cm とし、各層ごとに敷き均し、ランマー及びその他の転圧機で十分転圧し、締固めること。
- ③ 側溝等下部の埋め戻しは、空隙が残らないよう十分、突き固めること。特に構造物等の近接付近は、締固めが不十分となりやすいので慎重に施工すること。
- ④ 掘削等、残土等は、当日中に速やかに搬出すること。
- ⑤ 搬出した残土は、適正に処分すること。

<一般断面図>



(給水管材質により管探知ワイヤーの設置等)

(注) ※1～2は、平成12年4月1日以降施工の配水管（φ200以下）から分岐する給水管施工（浅層埋設）の場合で、（ ）書きの数値に読み替えるものにする。

(3) 仮復旧舗装

- ① 舗装路盤を十分転圧し、常温合材を均一に敷均し、約2～3cmの余盛りを行い在来路盤と同じ高さか、やや高い程度に転圧し仕上げる。
- ② 仮復旧舗装完了後は、本復旧舗装までに常に仮復旧舗装箇所を巡回し、路面沈下その他不良箇所が生じた場合または管理者等から指示を受けたときは、ただちに修復をしなければならない。

(4) 本復旧舗装

本復旧舗装工事は、建設工事施工管理基準、岐阜県建設工事共通仕様書によるほか、日本舗装協会の「アスファルト舗装要綱」等に準拠して施工すること。

また、市道については「大垣市道路掘削復旧要領」に、県道については「県管理道占用工事（自費工事）における舗装復旧の要領」に準拠して施工すること。

① 砂利道路

砂利道の本復旧は、再生砕石（RC-40）厚10cmをランマー等転圧機で十分転圧、締固めし、在来路盤と同一平面になるように仕上げる。また、完了後巡回し、路面沈下その他不良箇所が生じたときは、ただちに修復しなければならない。

② 舗装道路

ア. 舗装道路は原則、原形の舗装で復旧すること。

イ. 簡易舗装は、現況の舗装厚を復旧すること。

ウ. アスファルト舗装は、決められた舗装構成で復旧のこと。

エ. 影響部分（道路管理者の指示による）を舗装カッターで切断し、必要面積を復旧すること。

オ. 仮復旧部分及び影響部分を撤去し、路盤に補足材を敷き均し、ランマー等転圧機で十分転圧、締固めし、表層面を仕上げる。路面沈下その他不良箇所が生じたときは、ただちに修復しなければならない。

6. 完成検査

(1) 検査の手続き

施工業者は給水装置工事が完成したときは、すみやかに検査担当者に、指定給水装置工事事業者規程第13条に定める「給・排水設備工事完了届」(別紙14(1))を提出し、検査予定日を決める。検査前日までに「給・排水設備工事検査表」(別紙14(2))を提出する。

(2) 検査の実施

完成検査は、市、施工業者及び給水工事の申込者の立会いのもとに、「給水装置工事検査願」(別紙14(3))に掲げる事項について検査する。

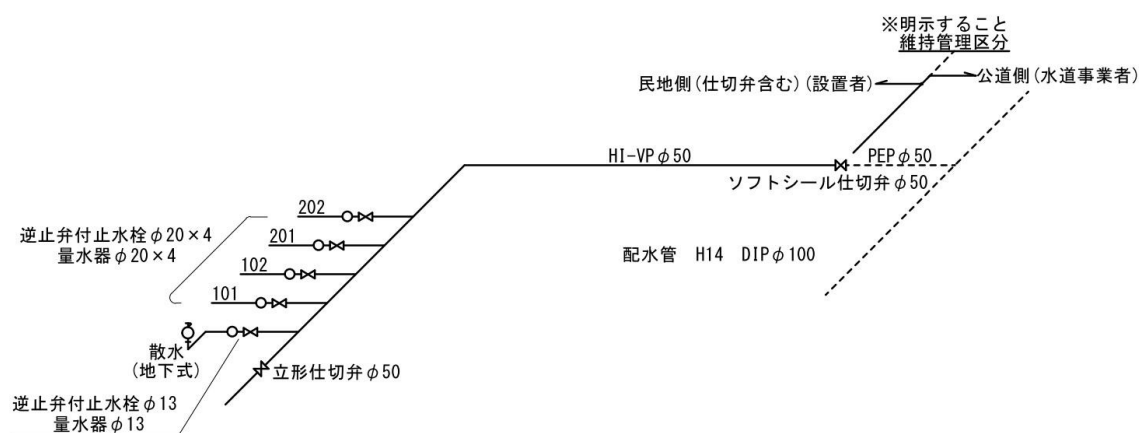
検査の結果、定められた検査内容等に不適當な箇所があった場合、施工業者は検査の日から3日以内に その箇所を修復し、再度完成検査を受けなければならない。完成検査及び再検査における施工業者の立会いは、当該給水装置工事を担当した給水装置工事主任技術者が立ち会うことを原則とする。

また、公道敷の占用掘削許可を受けた給水管工事においては、道路占用工事完成届(工事完成月日、完成届提出日を記入)を検査担当者に提出する。

7. 維持管理

同一所有者の区画で借家、アパート、寮宿舎など、生計の異なる世帯などに共用管により給水する場合の維持管理区分で、民地側の仕切弁（民地に設置される最初の仕切弁）以降については、申込者（施設所有者もしくは施設設置者）が行なわなければならないことを申込者に伝えるとともに、給・排水工事原簿にその旨を明記するものとする。（別紙6 参照）

（注）25mm以上のメーター口径が必要な場合は、申請からメーター交付までに1ヶ月以上必要となりますので企画経営課料金グループと協議してください。



8. 上石津地域について

- (1) 新たに給水装置を設ける工事を行う場合は、加入金が必要です。(別紙18(1)参照)
- (2) 所有者の変更をする場合は、所有者変更届が必要になります。(別紙18(2)参照)
- (3) メーター口径を変更する場合、差額加入納付金は不要です。
- (4) 給水分岐口径が25mm以上必要な場合は、水道課と協議してください。

別紙 1

水道事業者からのお願い

1. 宅内配管

指定給水装置工事事業者は、給水装置工事主任技術者により現地の地質、地形、家屋配置状況等を総合的に判断し適正に給水装置工事を施工しなければならないが、水道事業者としては、原則下記の施工がされることが望ましく十分配慮されたい。

- (1) 配管は地下埋設とし、必要な土被りを確保する。
- (2) ビニール管の露出施工はしない。
- (3) 天日はポリエチレン配管を可とする。
- (4) 鋼管とビニール管の継手はS Vユニオン、鋼管ソケット（インコア付）、ガイド付袋ナットを使用する。
- (5) バルブソケットは使用しない。

2. 見積書

- (1) 見積条件、見積工事範囲、予定工期等は、依頼者への十分な説明や理解のもとに提示する。
- (2) 見積は材料費、工事費（設置手間費）、諸経費等に分け、依頼者が疑念を抱くことがないようにする

3. その他

- (1) 新規の給水申し込みで、公道分φ20、宅内分φ20で、φ13の量水器の設置要望については水量不足を生じる恐れもあり、φ20の量水器の設置を勧められたい。
- (2) 水道法第16条に基づく構造・材質基準に適合する製品であることを自ら認証（自己認証）する製品を給水装置に使用する場合は、その製品の製造者からの構造・材質基準に適合していることが判断できる資料等の提出により確認し、市の設計審査（給排水工事原簿に添付）を受けなければならない。

4. 給水管取出工事にあたって次の事項に留意して施工してください。

- (1) 給水管取出工事を公道等で施工する場合は、工事内容を事前に近隣住民及び自治会長に「文書」で周知するとともに、道路管理者から配付される「市道通行規制許可・道路占用許可にあたってのお願い」を十分留意し、車両・歩行者等に配慮した施工を行ってください。なお、工事看板には、道路使用許可番号を明示するとともに、不必要な内容が明示されていないよう十分注意してください。
- (2) 指定給水装置工事事業者は施工日について十分検討し、給水管取出工事立会連絡票（別紙 10 参照）及び近隣住民及び自治会長に配布した「文書」及び配布先を○等で明示した位置図等を 3 日前（開庁日 2 日以上確保）までに FAX 等にて水道課に送付し、取出工事立会の可否を立会者に電話で確認を行ってください。これらの手続きを怠ったときの施工は認められません。
やむを得ない理由により上記の日程で手続きが出来なかった場合は、その理由を明示した理由書を社長名で水道課へ持参し、その理由が認められたものについては施工を認めます。
- (3) 施工当日立会時に水道課立会者が「道路使用許可証」を確認しますので、指定給水装置工事事業者は、道路使用許可証もしくはその写しを持参してください。
- (4) 開発道路及び位置指定道路工事で下水道マンホールが新規に設置される場合は、水道管の埋設状況を配管図等で十分調査して下さい。
また、水道管の切回し工事が必要となる場合は断水工事が伴いますので、断水範囲の調査を必ずおこなってください。
給水管の分岐も伴うため、断水工事の立会及び給水装置工事立会は給水管取出工事立会連絡票にて連絡、立会の要請を行ってください。
なお、上記（1）から（3）の業務は同様に行ってください。
- (5) 給水管埋設表示ピンについて、給水管直上で官民境界付近に埋め込むようにしてください。給水装置工事検査願に給水管埋設表示ピンの有無について検査項目がありますので、検査をお願いします。

別紙 2

メーター交付、給排水検査時までに

アパート等の名称、屋号などを記入

給水設備工事の区分[1-(4)-①～④参照]

メーターの区分[1-(6)-①～③参照]

上水道 第5号様式(第7条関係)
下水道 第2号様式(第2条関係)
農業排 第2号様式(第2条関係)

設置場所	町丁目番地
使用者住所	町丁目番地
ふりがな	
使用者氏名	
申込者住所	町丁目番地
ふりがな	
申込者氏名	
使用者の人数	家族、同居人等の合計 人
建物の使用内容	一般住宅・店舗・アパート・事務所()
使用者の電話番号	() - ()
給水設備新設改造	排水設備新設改造
工事区分修繕撤去	工事区分修繕撤去

給・排 水 工 事 原 簿									
メーター保管証					種別				
口 径	メーター番号		使用種別		既設・新設・仮設				
φ mm			料金種別		一般用・公衆浴場用・消防用				
				検針・徴収		各戸・一括			
上記メーターの保管については、大垣市水道事業給水条例 第17条の規定により一切の責任を負います。 年 月 日 保管者氏名									
備 考		上水道のみ ・ 井戸水のみ ・ 併用							
本給水工事、完了後配水管から止水栓までの給水管の維持管理 を市に委任します。 委任者氏名									
※ 検査手数料		給水工事		円		排水工事		円	

建築確認受理 第 号

指定給水装置工事事業者	
下水道排水設備指定工事店	㊦(注)
給水装置工事主任技術者	
排水設備工事責任技術者	
家屋所有者	住所 町丁目番地 氏名 ㊦(注)
土地所有者	住所 町丁目番地 氏名 ㊦(注)

設	受付年月日※	年 月 日
	確認年月日※	年 月 日
計	確認番号※	
	下水道供用開始区域	内 ・ 外
審	従前の便所状況	汲取り ・ 浄化槽
	水洗便所等改造資金融資あつせん	有 ・ 無
査	受益者負担金※	完納 ・ 未納
	井戸水等メーター	有 ・ 無
備	除害施設	有 ・ 無
	考 考	
工	検査年月日※	年 月 日
	検査員※	㊦
検	検査立会者	
	考 考	
査	備 考	
	備 考	
廃	止年月日※	年 月 日
	給湯器(ボイラー)	

区分 工種 箇所 種別	設 計					※ 完 工				
	新 設	増 設	変 更	撤 去	既 設	新 設	増 設	変 更	撤 去	既 設
炊事給水排水										
洗面給水排水										
湯殿給水排水										
散水給水排水										
手洗給水排水										
床排給水排水										
大便給水排水										
小便給水排水										
兼用給水排水										
洋風給水排水										
洗濯給水排水										
湯沸給水排水										
給水排水										

給 水 装 置 使 用 材 料								
公 道 分	名 称	形状寸法	数量	単位	名 称	形状寸法	数量	単位
宅 地 分								

給水装置の検査手数料については、大垣市水道事業給水条例及び大垣市水道事業給水条例施行規則、または大垣市簡易水道の管理に関する条例が契約内容となります。(注)法人の場合または本人が自署しない場合のみ、押印が必要です。
 排水設備の検査手数料については、大垣市下水道条例及び大垣市下水道条例施行規則、または大垣市農業集落排水処理施設及び小規模集合排水処理施設の設置及び管理に関する条例及び大垣市農業集落排水処理施設及び小規模集合排水処理施設の設置及び管理に関する条例施行規則が内容となります。

占用許可申請がある場合は
「占用許可申請あり」と記入

直結給水の場合は、「直結給水水力計算協議済み。○棟○階○戸」と記入
 給水申込がある場合は、「給水申出書提出済み」と記入

小規模貯水槽水道届出書[別紙 17(2)]がある場合は
 受水槽の材質、寸法、容量を記入

各工種については、[1-(4)]
を参照して記入すること。

井戸水栓は“井(○)”と記入すること。
 例：井戸炊事が 1 栓→井(1)
 井戸炊事が 2 栓→井(2)

公道分、宅地分に分けて、
 使用材料を記入して下さい。

給・排水工事原簿の写しを申込者に渡すこと。
 ※印は記入しないでください。

別紙 3

設計審査	
水道課	下水道課
課長	課長
主幹	主幹
係	係
企画経営課	
課長	
主幹	
係	
受付	
供用開始	昭平令 年度
メーター交付	

給・排水工事原簿

冊番号 No.
給排水原簿 No.

N
4
↑

設計図の作図は、下記別紙のとおりである。

別紙3 給水装置工事の平面図、位置図、配管図、立面図、詳細図

別紙4 一般住宅の場合

別紙5 分譲地（共用管）の場合

別紙6 アパートの場合

別紙7 分譲地等のプラグ止めの場合

別紙8 仮設給水工事の場合

大垣市ゼンリン住宅地図を基に記入

例：P.100 A-1

【例1】

大垣市水道事業者様

今回私が施工する給排水工事において、既設の給水管(公道分φ13mm・φ20mm)及びメーター(φ13mm)を使用するにあたり水量不足を承知のうえ、施工いたします。

令和 年 月 日 氏名 印

【例2】

大垣市水道事業者様

今回配水設備について施工するが、水道については既設の給水管（公道分φ13mm・φ20mm）及び既設メーター（φ13mm）を利用します。それにより給水栓の同時使用の際に、流量が不足する可能性があります。引き続き利用します。

令和 年 月 日 氏名 印

N
4
↑

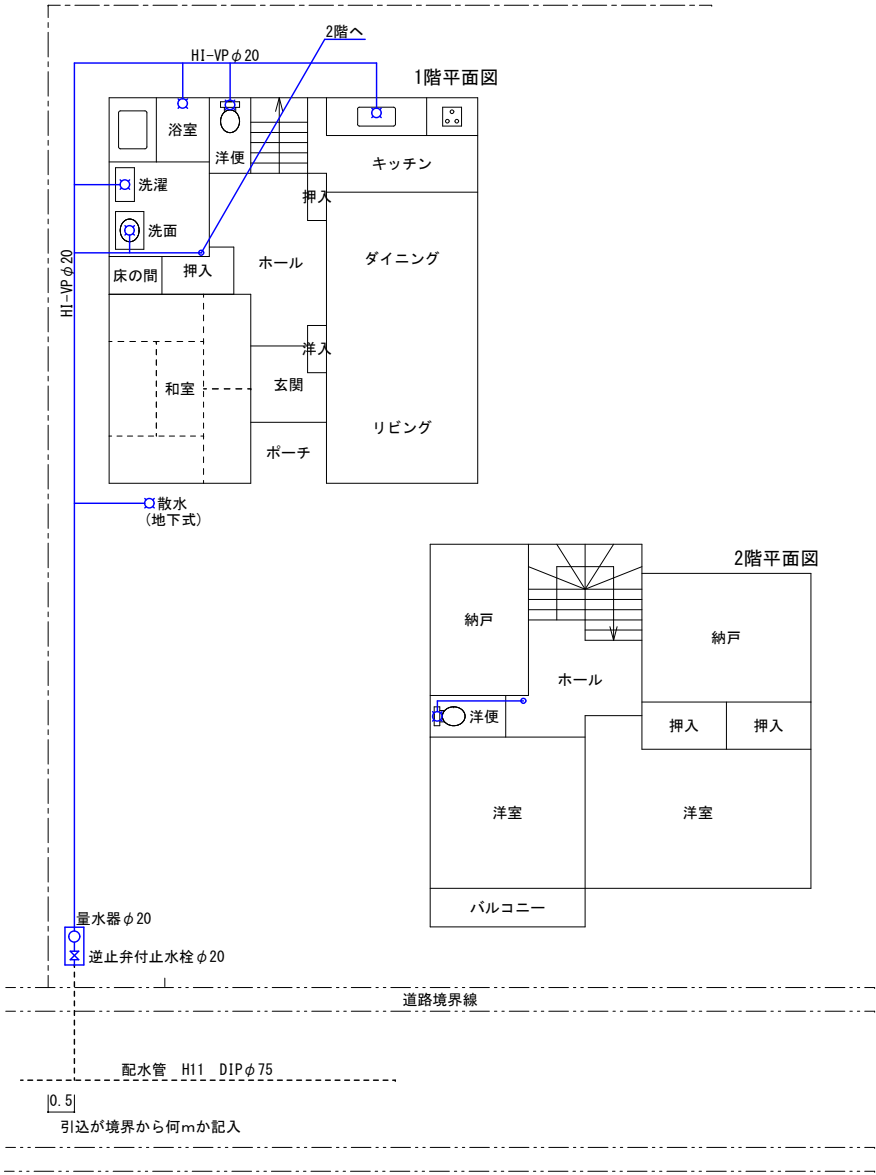
住宅地図P. , 水道台帳図P.

工事検査	
水道課	下水道課
課長	課長
主幹	主幹
係	係
企画経営課	
課長	
主幹	
係	
地図落とし	
入力	
上水	下水

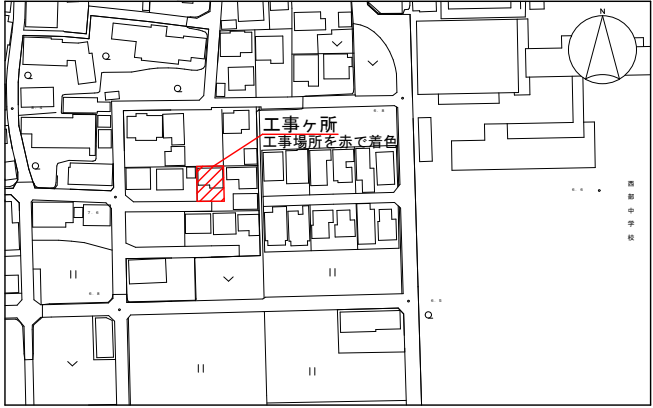
給水新設分は青色実線、既設分は青色点線、排水新設分は赤色実線、既設分は赤色点線、井水は緑色実線にて図示すること。

別紙4 給水装置工事の平面図、配管立面図、詳細図等の例

平 面 図



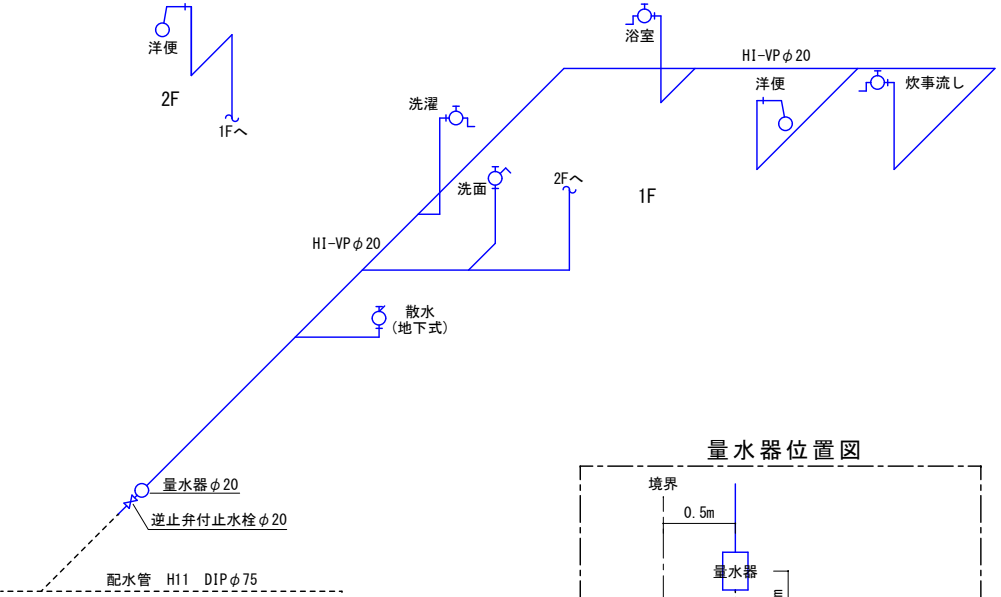
位 置 図



注記
・住宅地図前々年度版以降の頁数にて記入
・会社、公共施設、道路等の目標物を可能な限り入れること

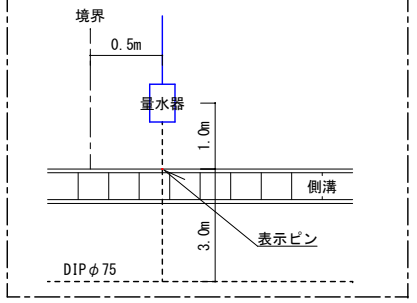
住宅地図P102 H-3

立 面 図

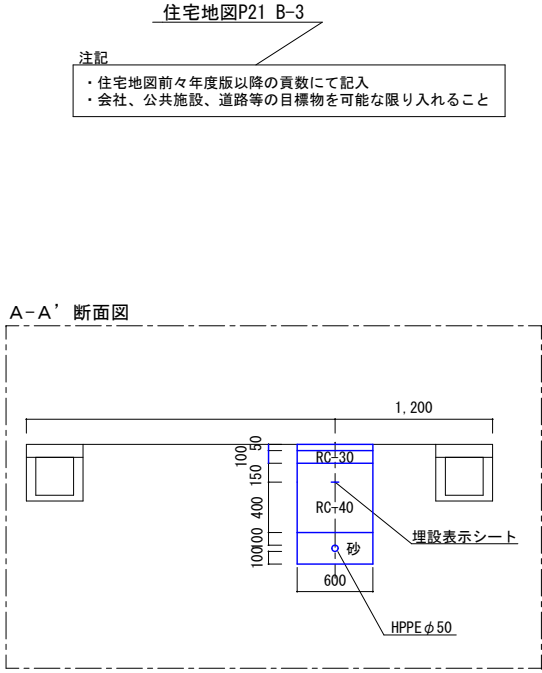
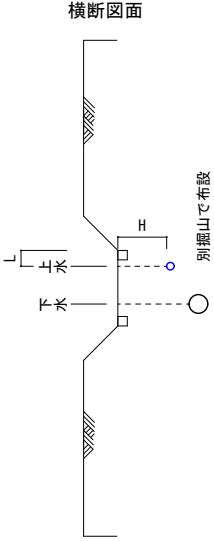
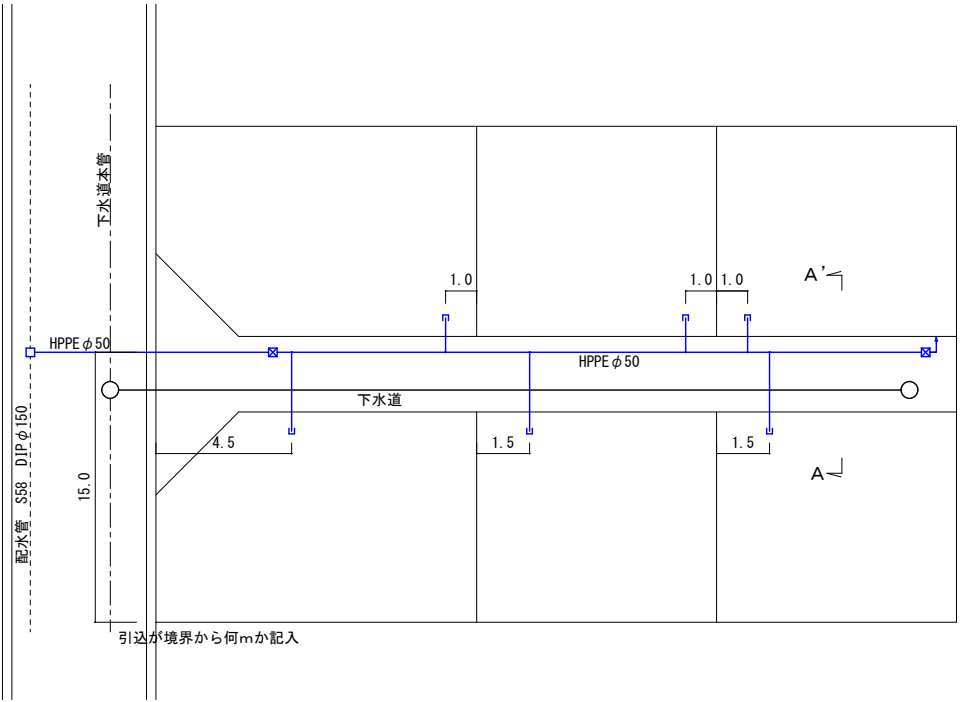
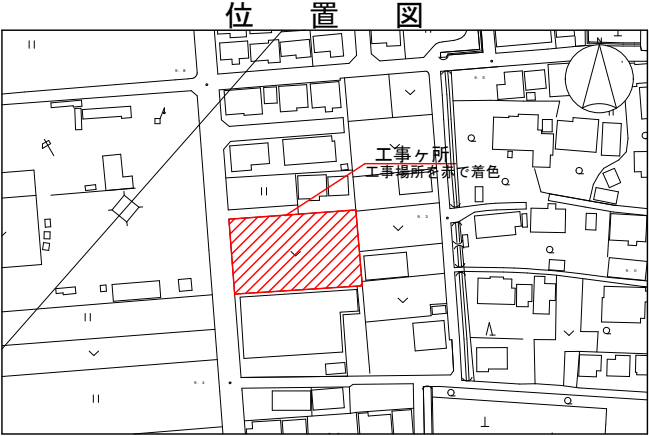
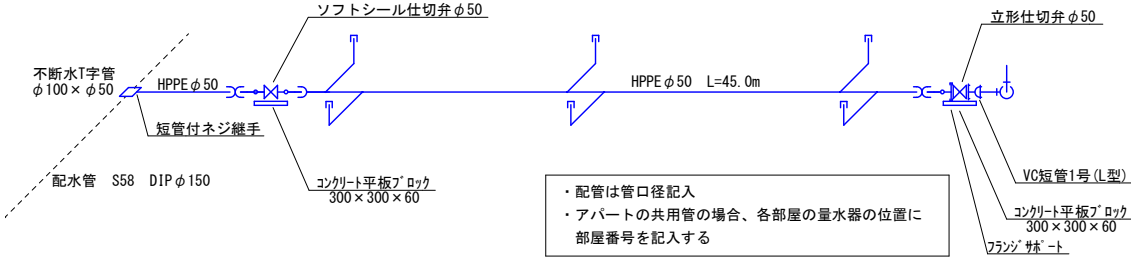


※既設給水管利用の場合でも必ず配水管の布設年度、管種、管径及び止水栓の種別を記入のこと。
(例) HI1 DIP φ75 逆止弁付止水栓 等

量水器位置図

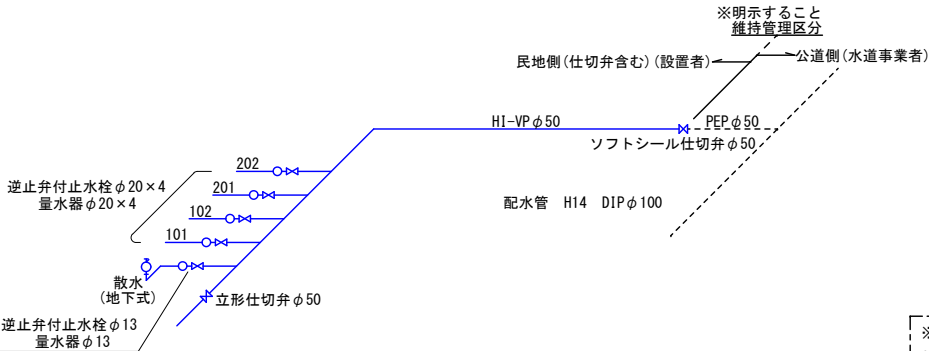
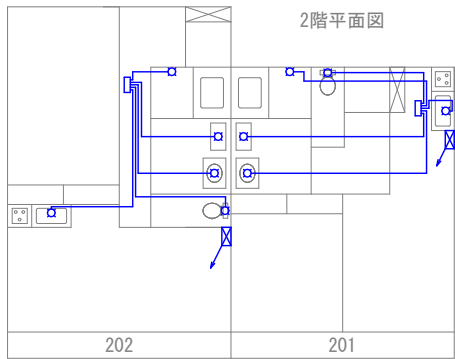
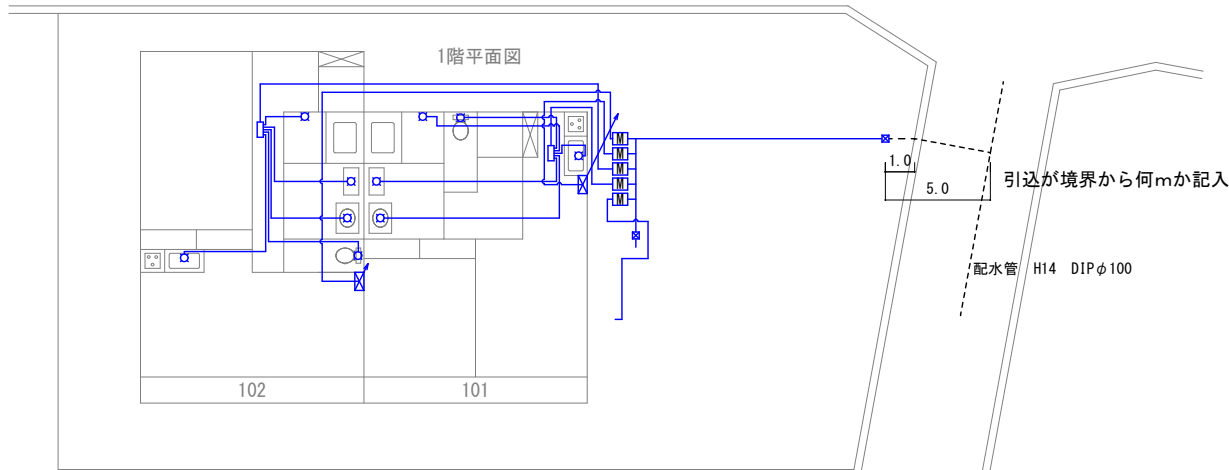


別紙5 分譲地(共用管)の平面図、配管図、詳細図等の例

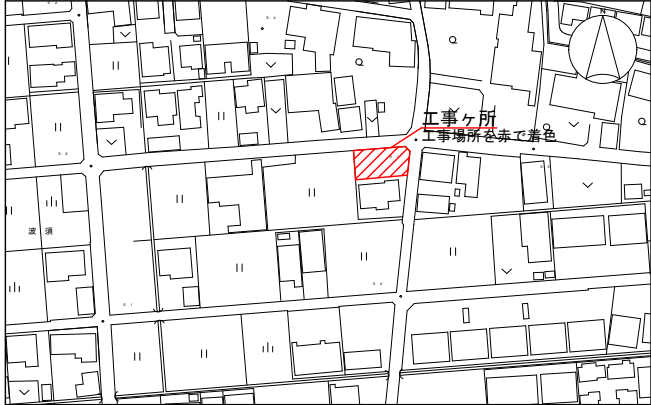


別紙6 アパート（共用管）等の平面図、配管立面図、詳細図等の例

平 面 図



位 置 図

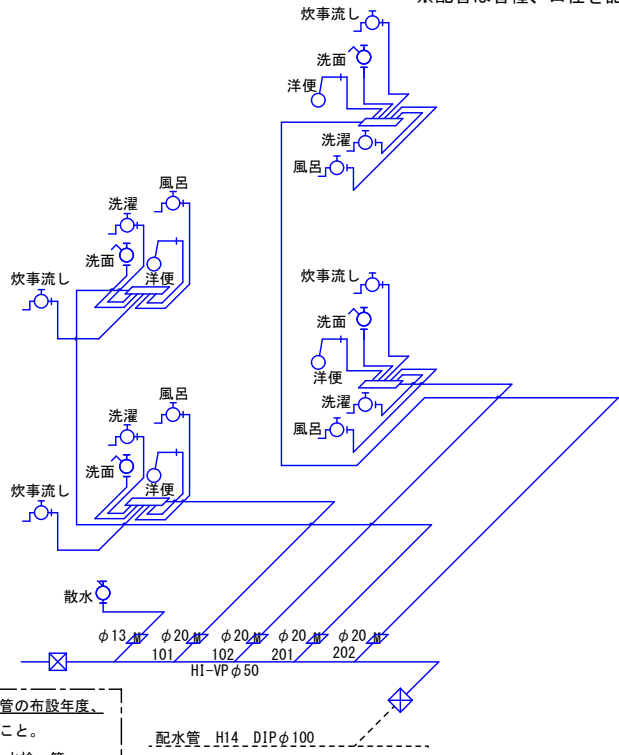


住宅地図P112 A-2

- 注記
- ・住宅地図前々年度版以降の頁数にて記入
 - ・会社、公共施設、道路等の目標物を可能な限り入れること

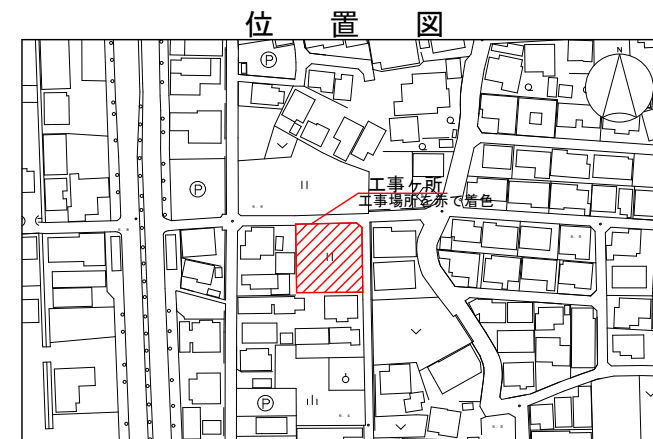
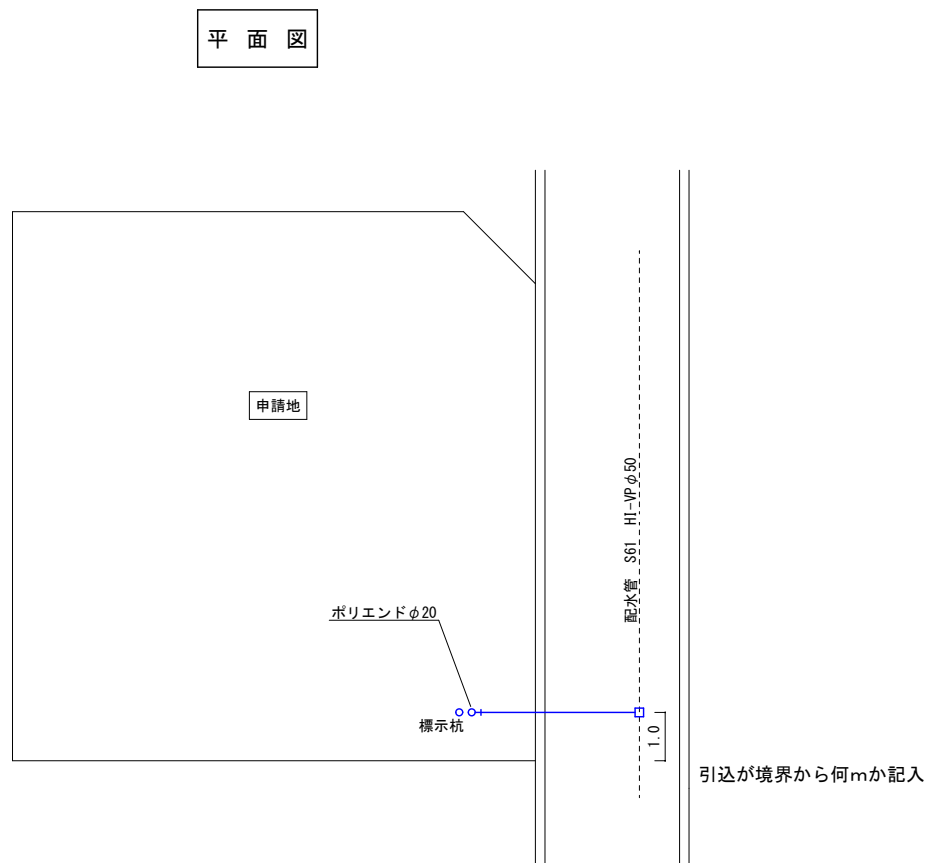
立 面 図

※配管は管種、口径を記入



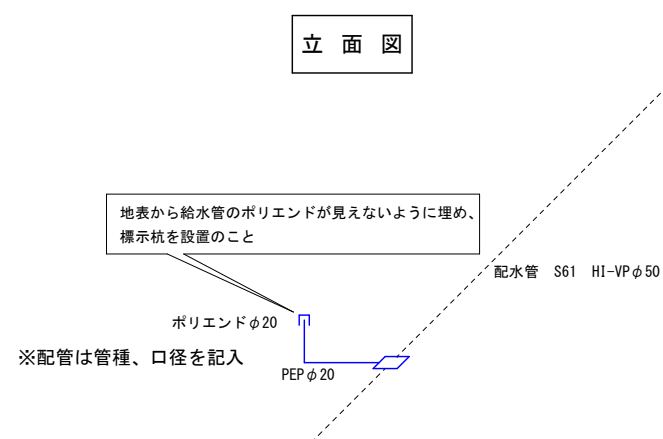
※既設給水管利用の場合でも必ず配水管の布設年度、管種、管径及び止水栓の種別を記入のこと。
(例) H11 DIP φ75 逆止弁付止水栓 等

別紙7 分譲地等(公道分プラグ止め)の平面図、配管立面図、詳細図等の例

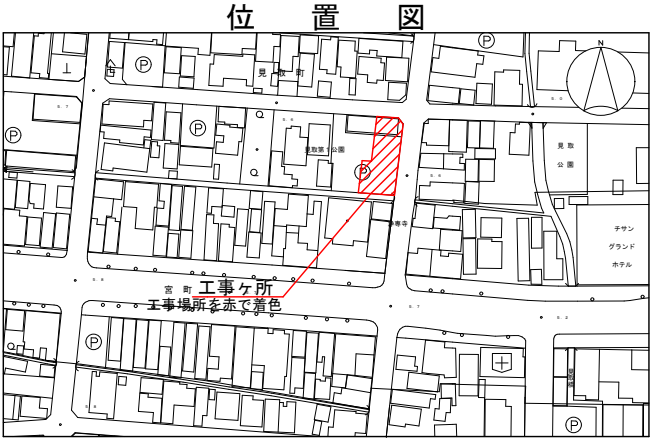


注記

- ・住宅地図前々年度版以降の頁数にて記入
- ・会社、公共施設、道路等の目標物を可能な限り入れること



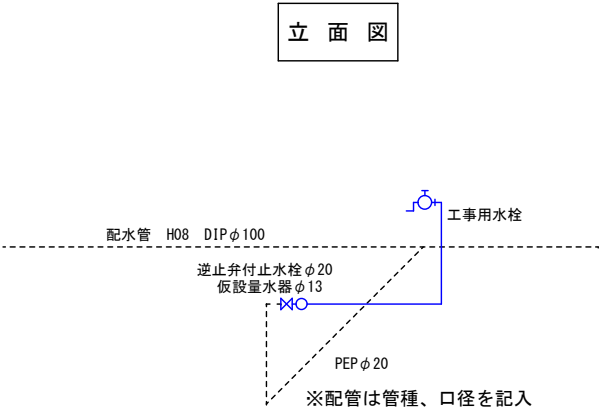
別紙8 仮設給水工事の平面図、配管立面図等の例



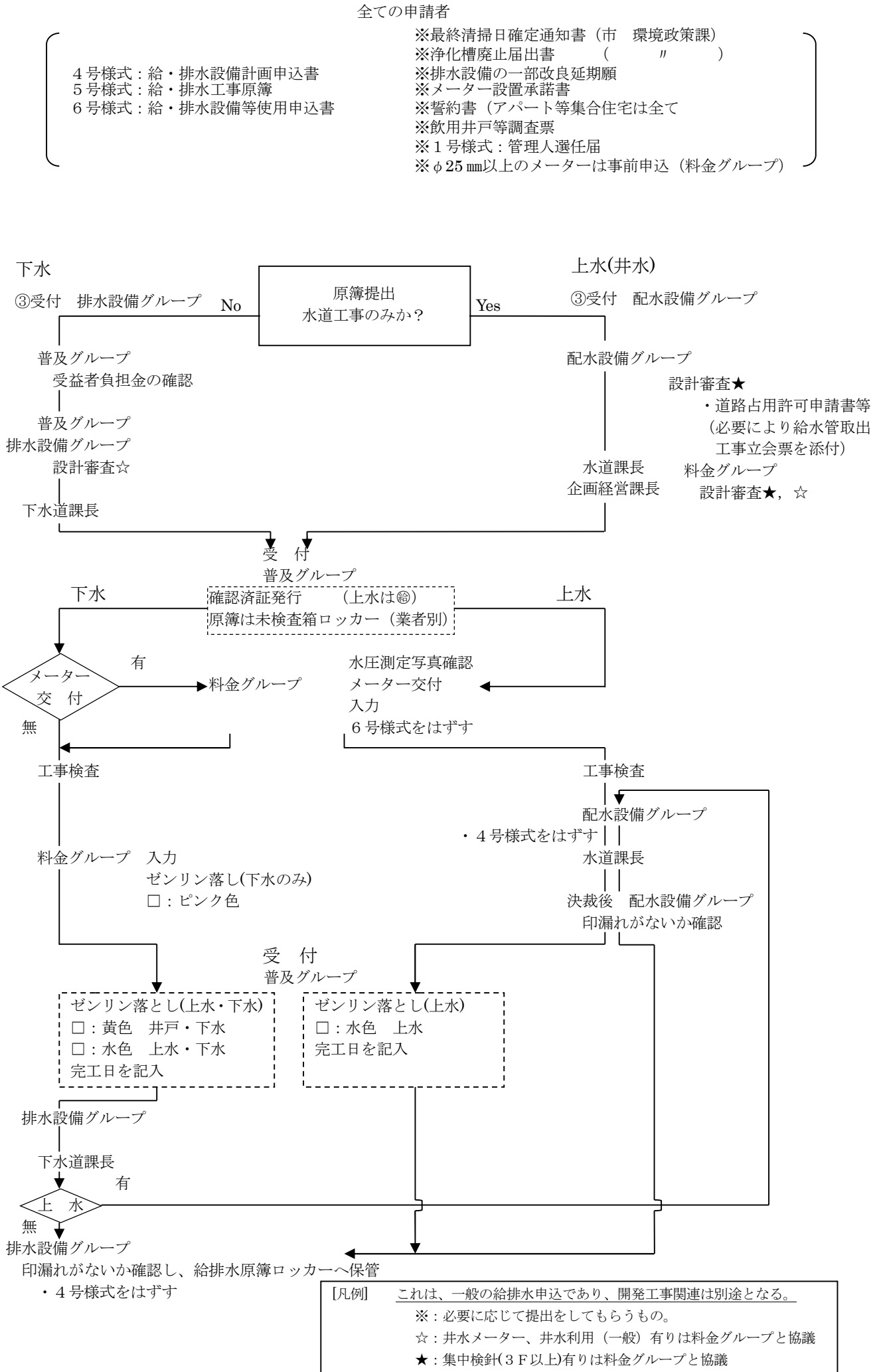
住宅地図P107 C-1

注記

- ・住宅地図前々年度版以降の頁数にて記入
- ・会社、公共施設、道路等の目標物を可能な限り入れること

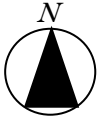


給・排水工事原簿事務処理のフロー



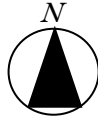
給水管（取出・閉栓）工事の立会の連絡についてはこの様式に統一する

(正) 給水管（取出・閉栓）工事立会連絡票

工 年	事 月	日		時 間	午前 午後		
指定給水装置 工事事業者名							
給水装置工事主任 技術者							
装 置 場 所							
氏 名							
工 事 内 容 (本管及び引き込み口径)							
備 考							
見 取 図 							
課 長	主 幹	担 当 者	立 会 者				現場責任者

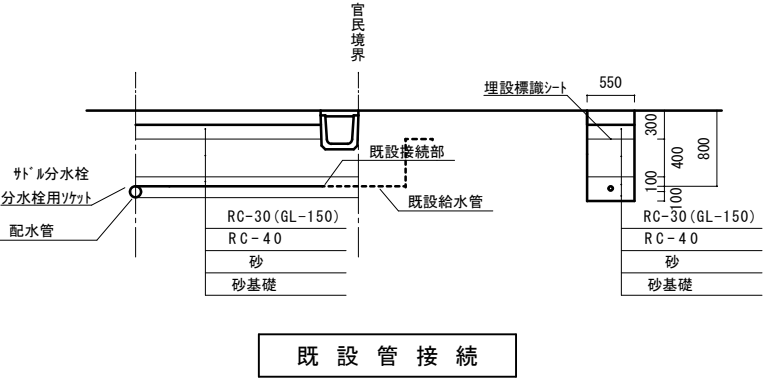
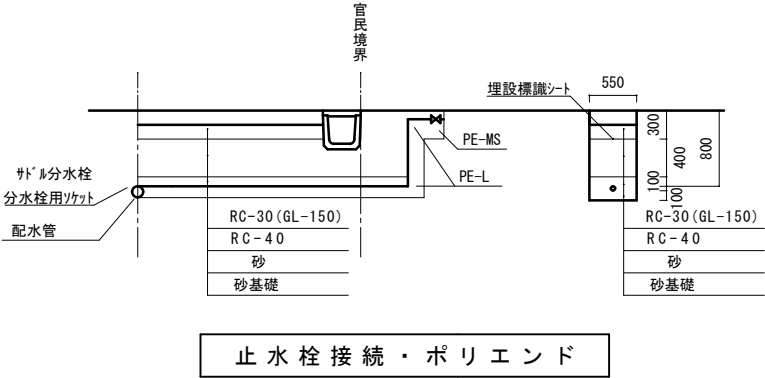
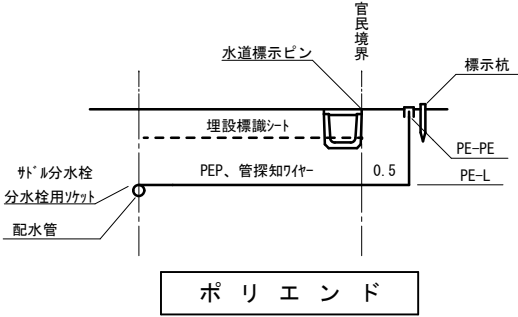
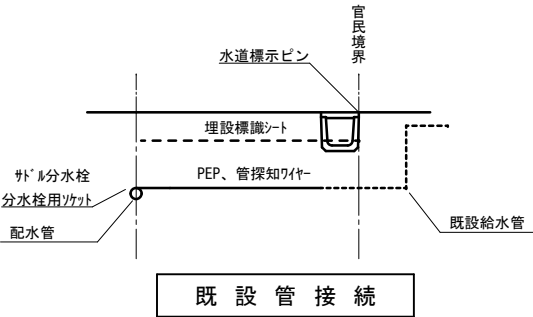
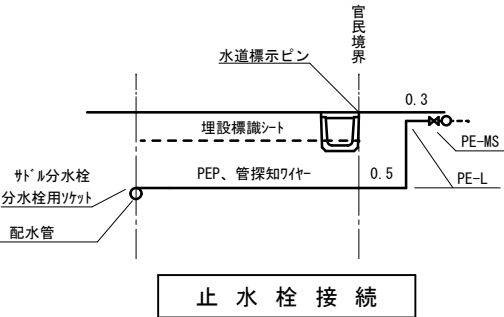
(3日前までに FAX 等で水道課に提出)

(副) 給水管（取出・閉栓）工事立会連絡票

工 年	事 月	日		時 間	午前 午後		
指定給水装置 工事事業者名							
給水装置工事主任 技術者							
装 置 場 所							
氏 名							
工 事 内 容 (本管及び引き込み口径)							
備 考							
見 取 図 							
課 長	主 幹	担 当 者	立 会 者				現場責任者

(3日前までに FAX 等で水道課に提出)

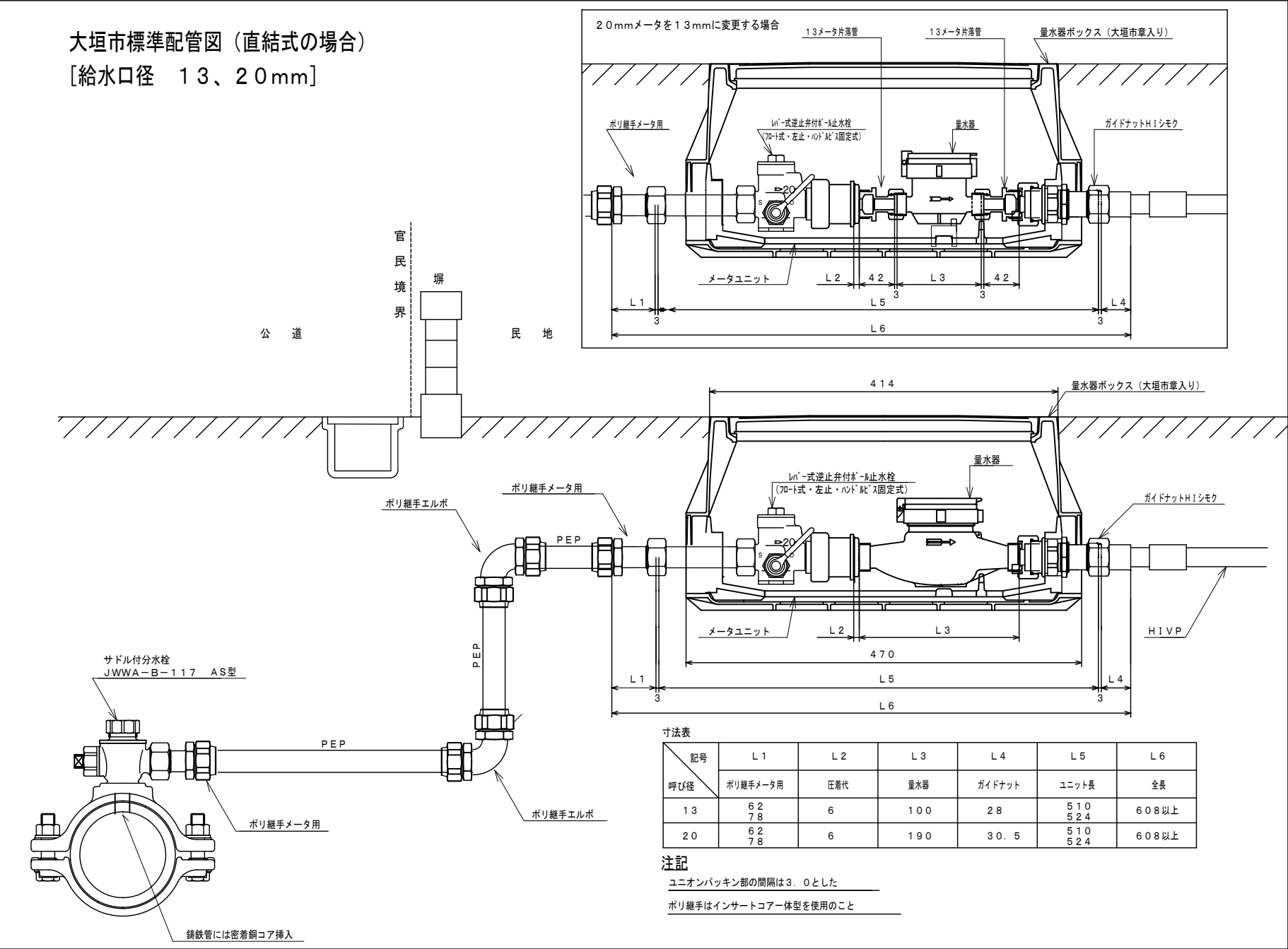
給水管標準配管図



※サドル分水栓は、インサートコア型とする

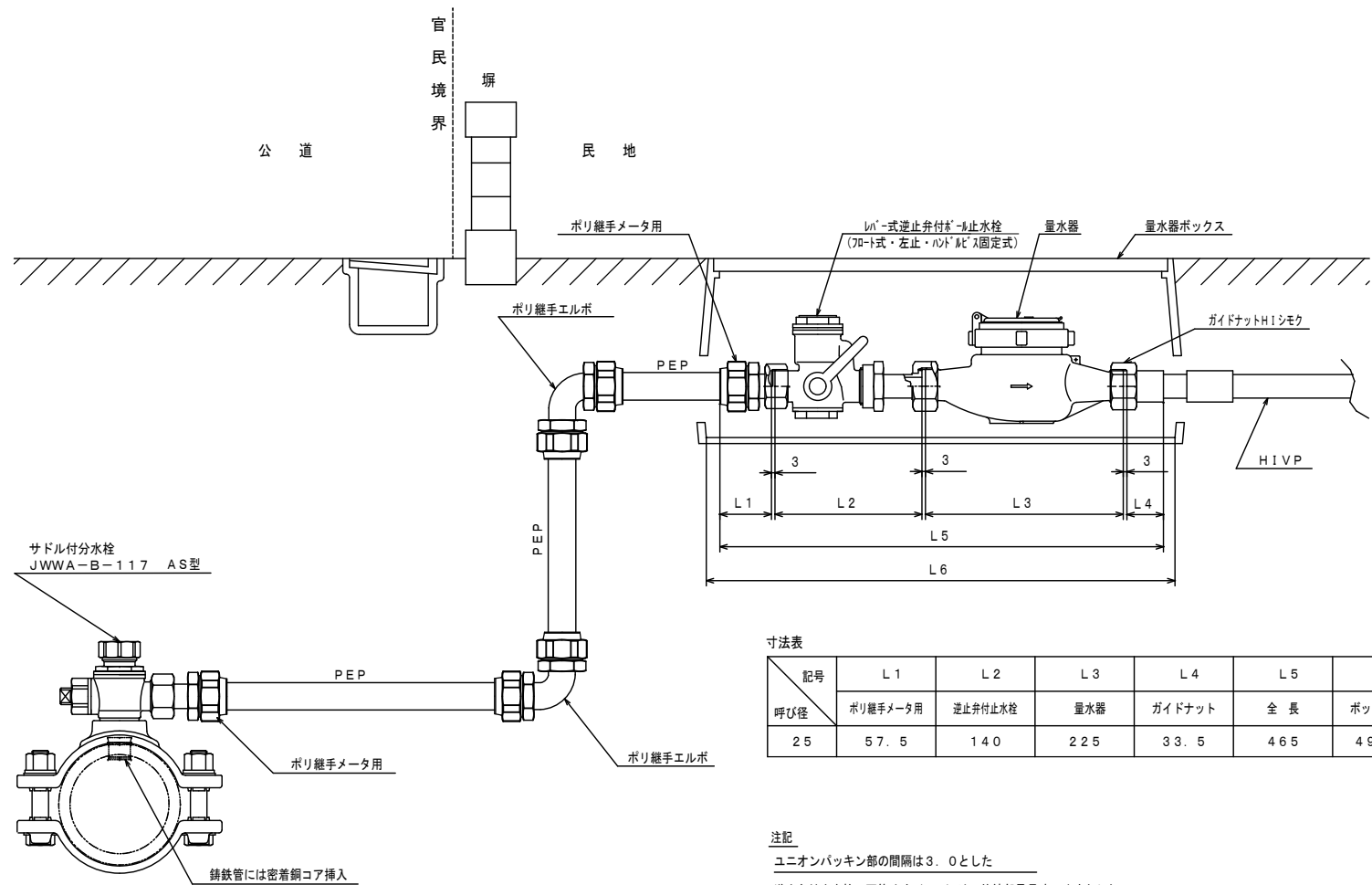
給水装置（配水管からメーター）施工標準図
（ 1 3、2 0 mm）

大垣市標準配管図（直結式の場合）
[給水口径 13、20mm]



給水装置（配水管からメーター） 施工標準図
（ 2 5 mm）

大垣市標準配管図（直結式の場合）
[給水口径 2 5mm]



寸法表

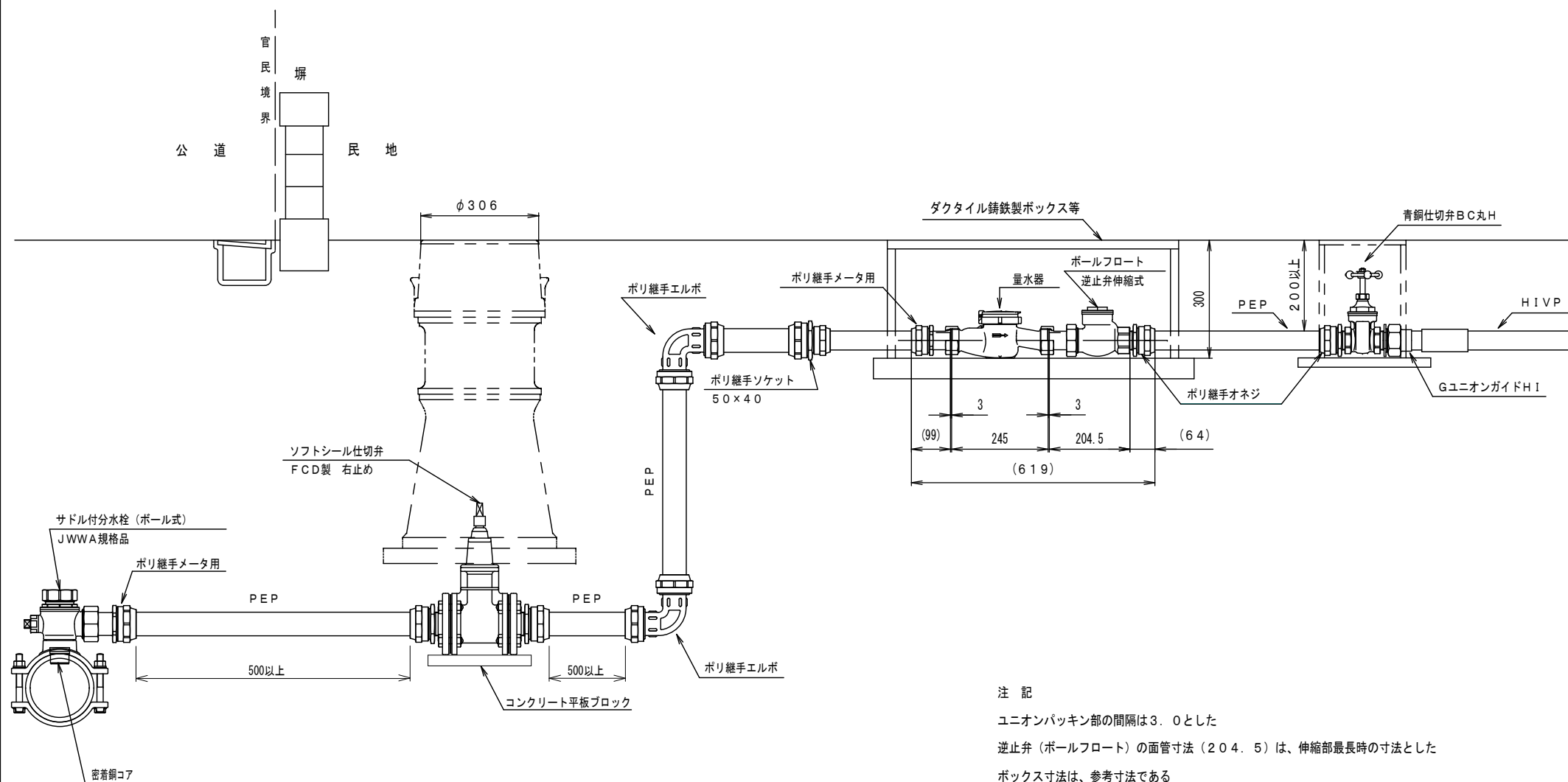
記号	L 1	L 2	L 3	L 4	L 5	L 6
呼び径	ポリ継手メータ用	逆止弁付止水栓	量水器	ガイドナット	全 長	ボックス内径
2 5	5 7 . 5	1 4 0	2 2 5	3 3 . 5	4 6 5	4 9 0 以上

注記
ユニオンパッキン部の間隔は 3 . 0 とした
逆止弁付止水栓の面管寸法（L 2）は、伸縮部最長時の寸法とした
ポリ継手はインサートコア一体型を使用のこと

給水装置（配水管からメーター）施工標準図
(40 mm)

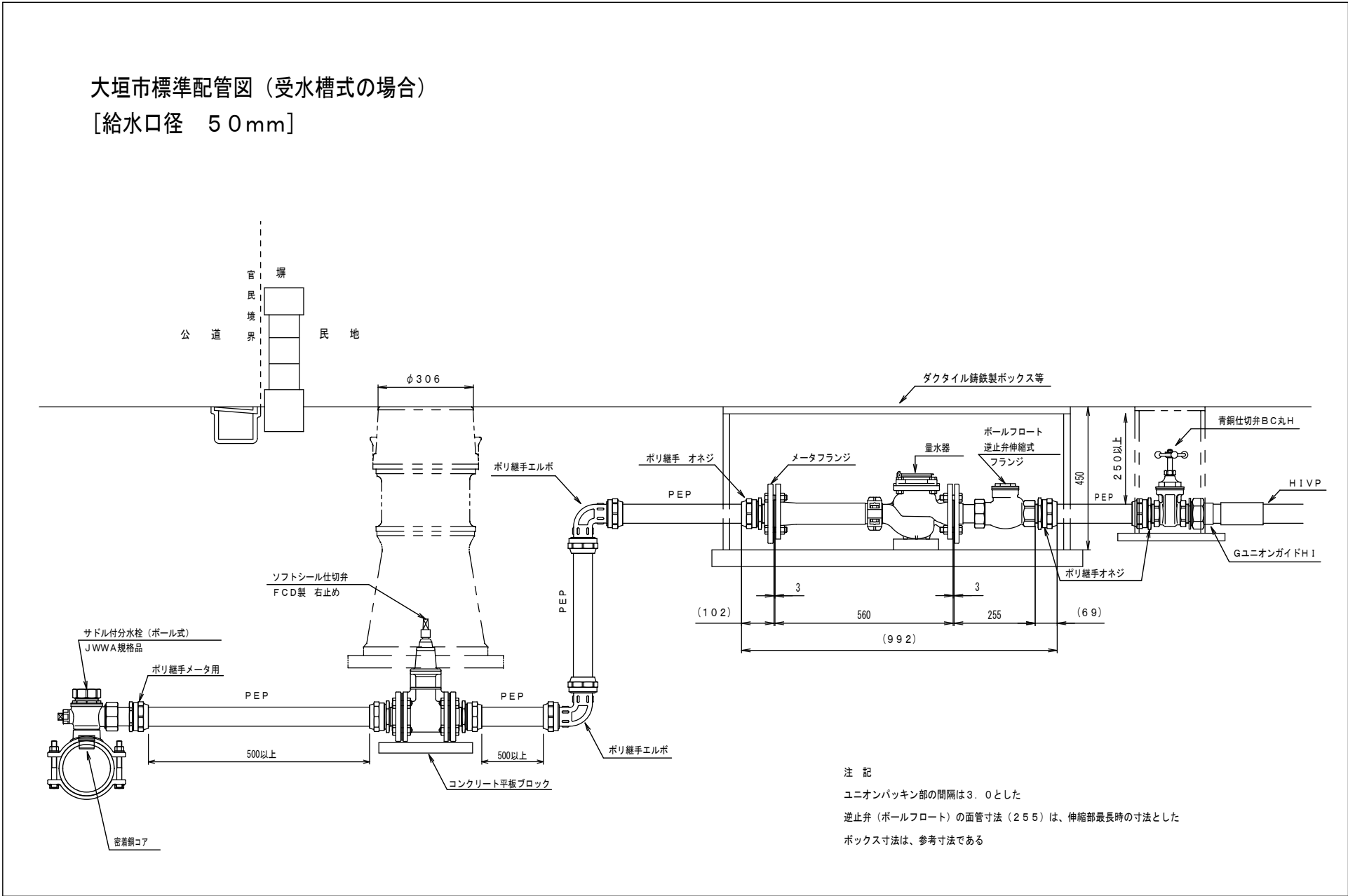
大垣市標準配管図（受水槽式の場合）

[給水口径 40 mm]



給水装置（配水管からメーター）施工標準図
（ 5 0 m m ）

大垣市標準配管図（受水槽式の場合）
[給水口径 5 0 m m]

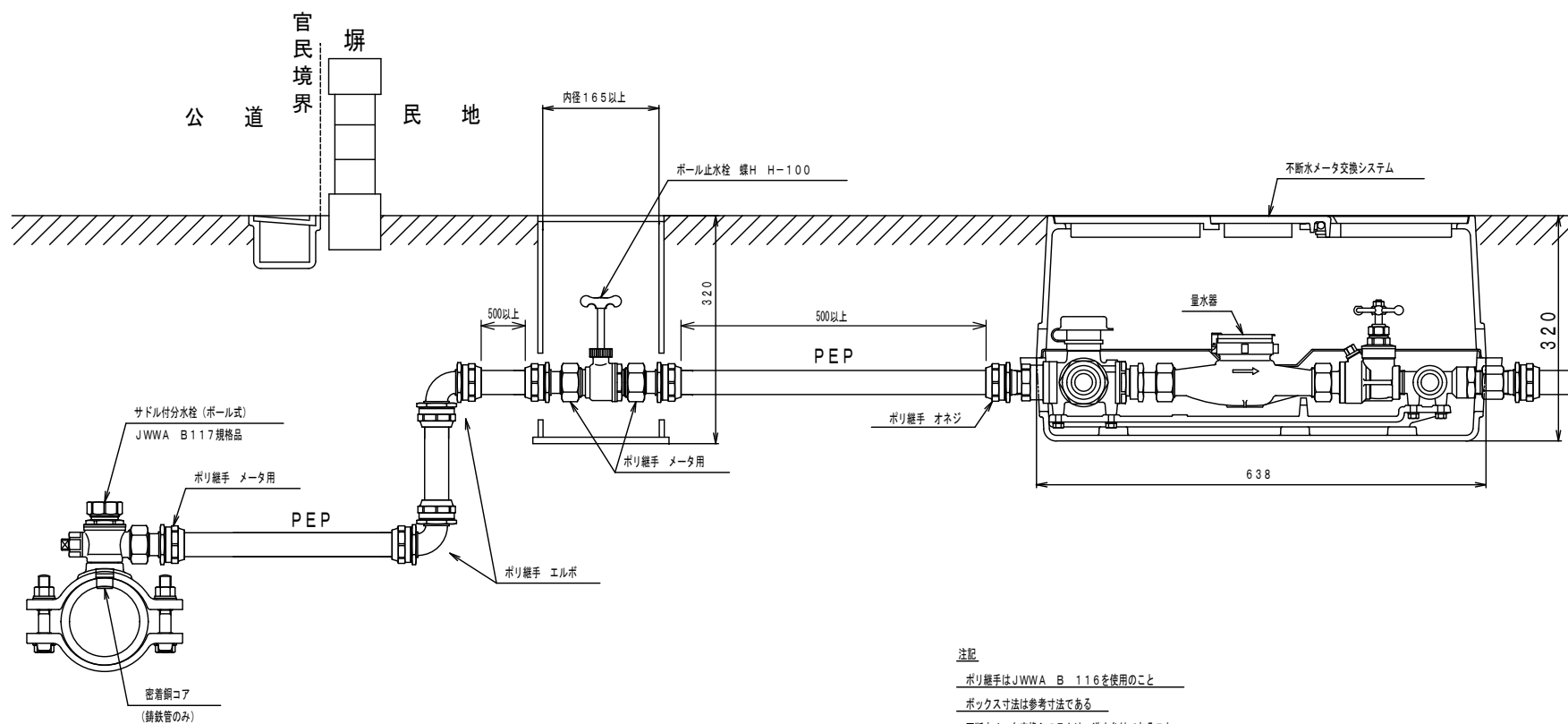


注 記
ユニオンパッキン部の間隔は3. 0とした
逆止弁（ボールフロート）の面管寸法（255）は、伸縮部最長時の寸法とした
ボックス寸法は、参考寸法である

給水装置（配水管からメーター）メーターバイパスユニット
（ 2 0、2 5 mm）

大垣市標準配管図（直結式の場合）

〔給水口径 2 0、2 5mm〕



注記

ポリ継手はJWWA B 116を使用のこと

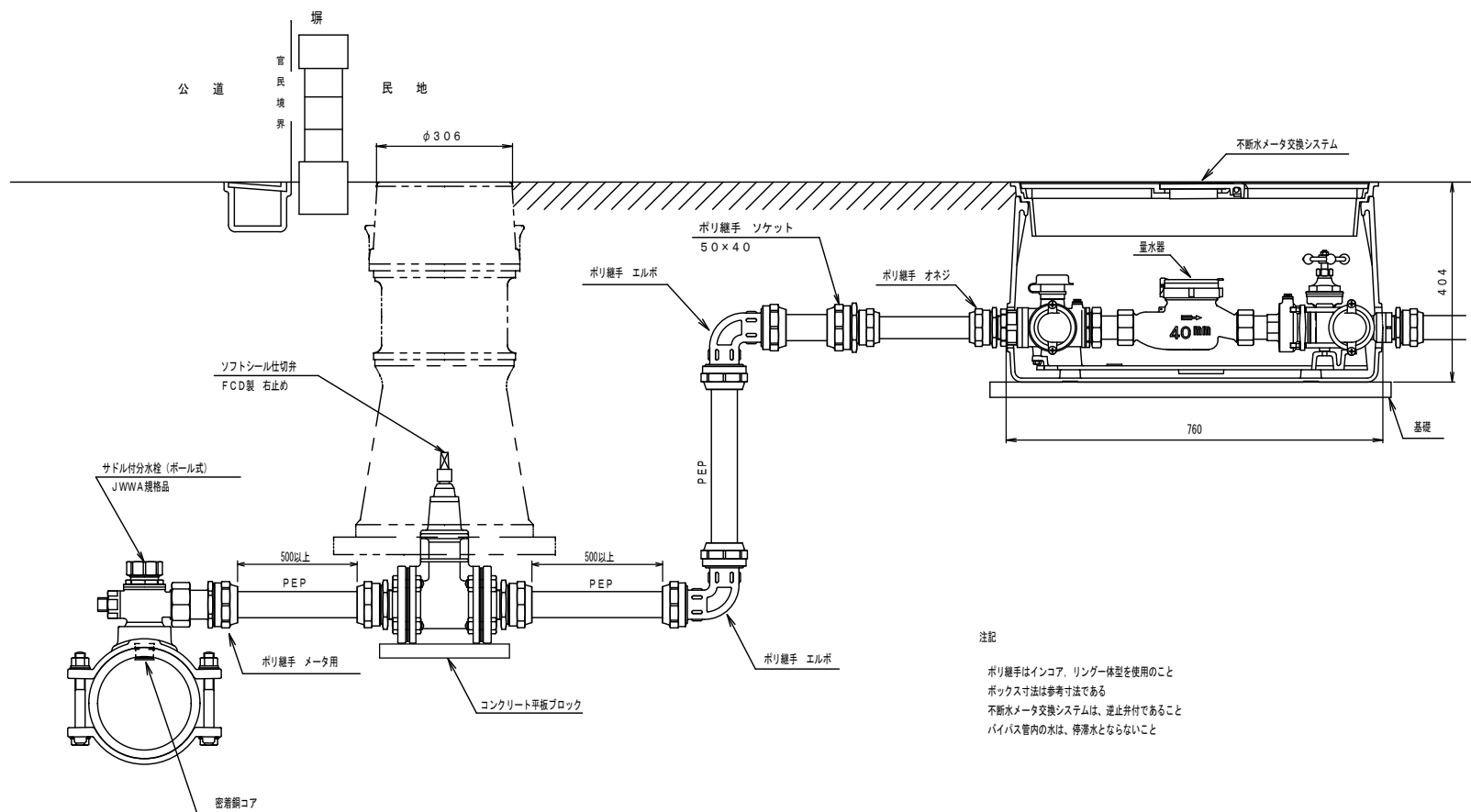
ボックス寸法は参考寸法である

不斷水メータ交換システムは、逆止弁付であること

バイパス管内の水は停滞水とならないこと

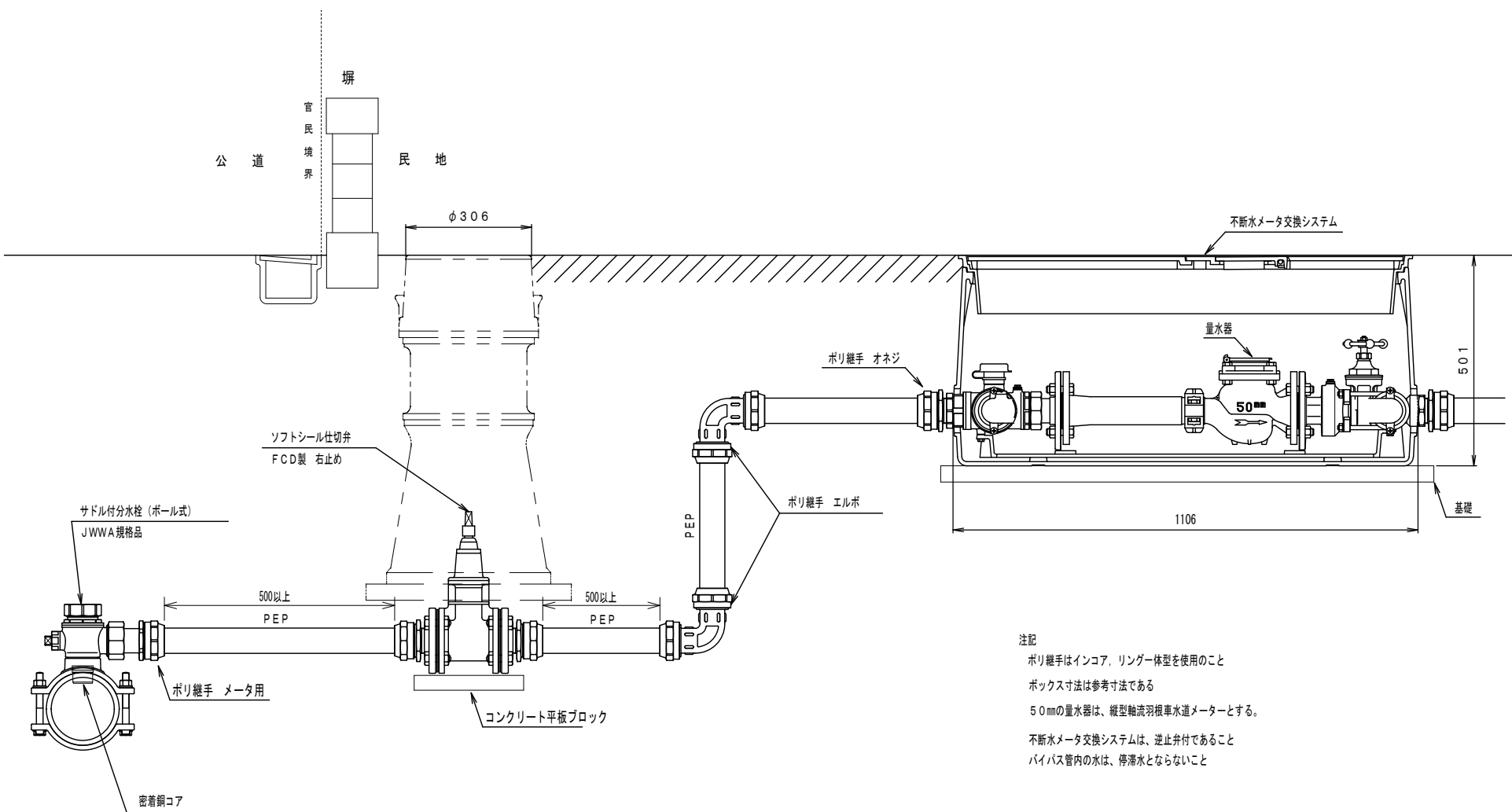
給水装置（配水管からメーター）メーターバイパスユニット施工標準図
(4 0 m m)

大垣市 標準配管図（直結式の場合）
[給水口径 40mm]



給水装置（配水管からメーター）メーターバイパスユニット施工標準図
（ 5 0 mm ）

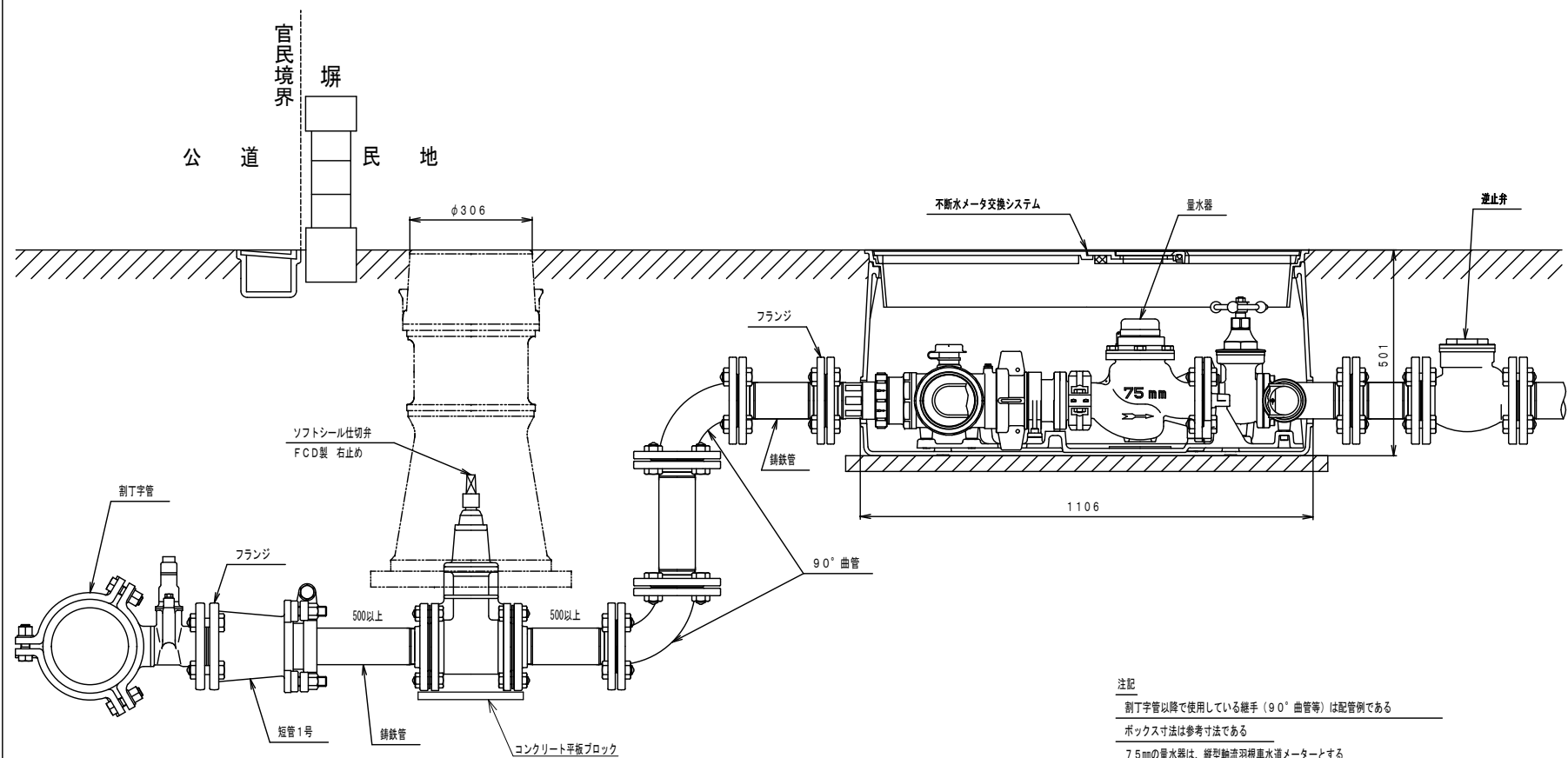
大垣市 標準配管図（直結式の場合）
〔給水口径 5 0 mm〕



注記
ポリ継手はインコア、リング型を使用のこと
ボックス寸法は参考寸法である
50mmの量水器は、縦型軸流羽根車水道メーターとする。
不断水メータ交換システムは、逆止弁付であること
バイパス管内の水は、停滞水とならないこと

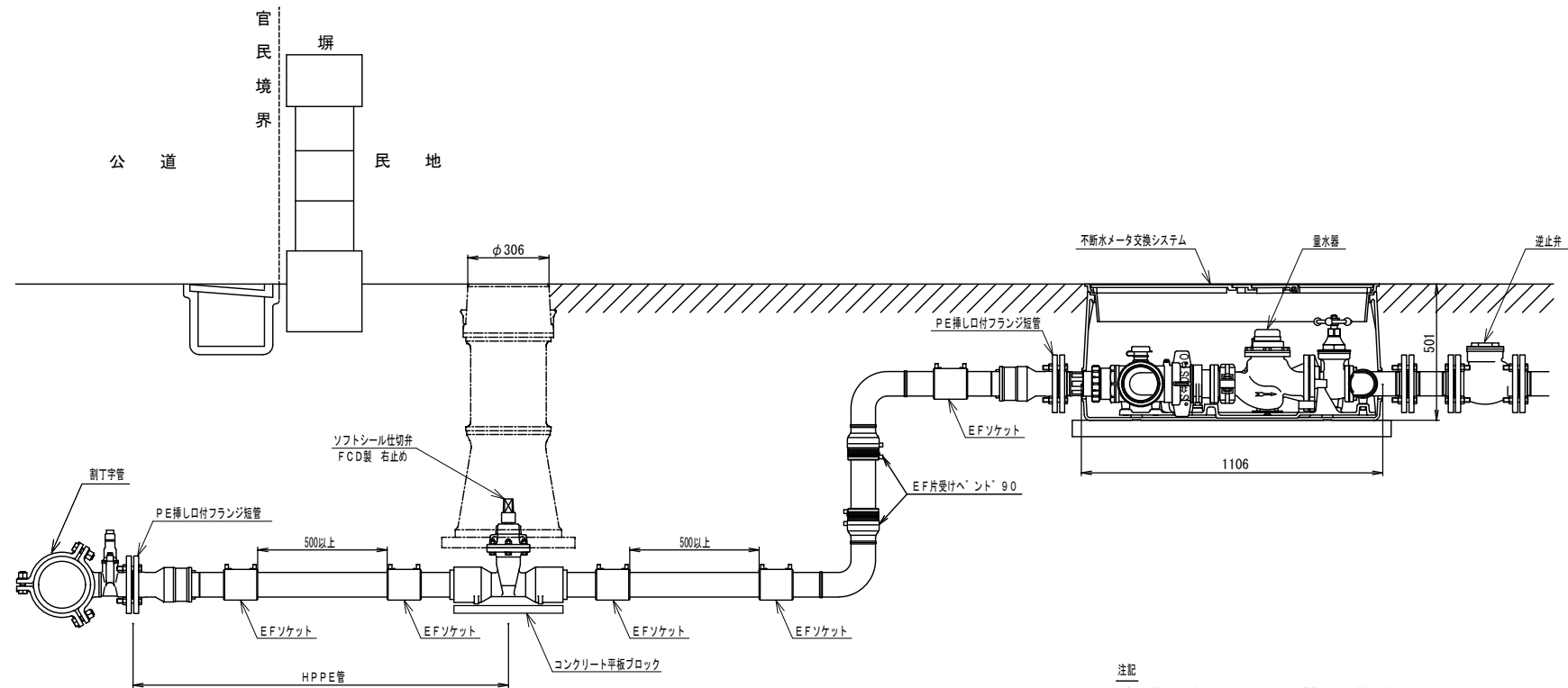
給水管（配水管からメーター）メーターバイパスユニット
（ 7 5 m m ）

大垣市標準配管図（直結式の場合）
[給水口径 7 5 m m]



注記
割丁字管以降で使用している継手（90° 曲管等）は配管例である
ボックス寸法は参考寸法である
75mmの量水器は、縦型軸流羽根車水道メーターとする
メータ二次側には逆止弁を設置すること
バイパス管内の水は、停滞水とならないこと

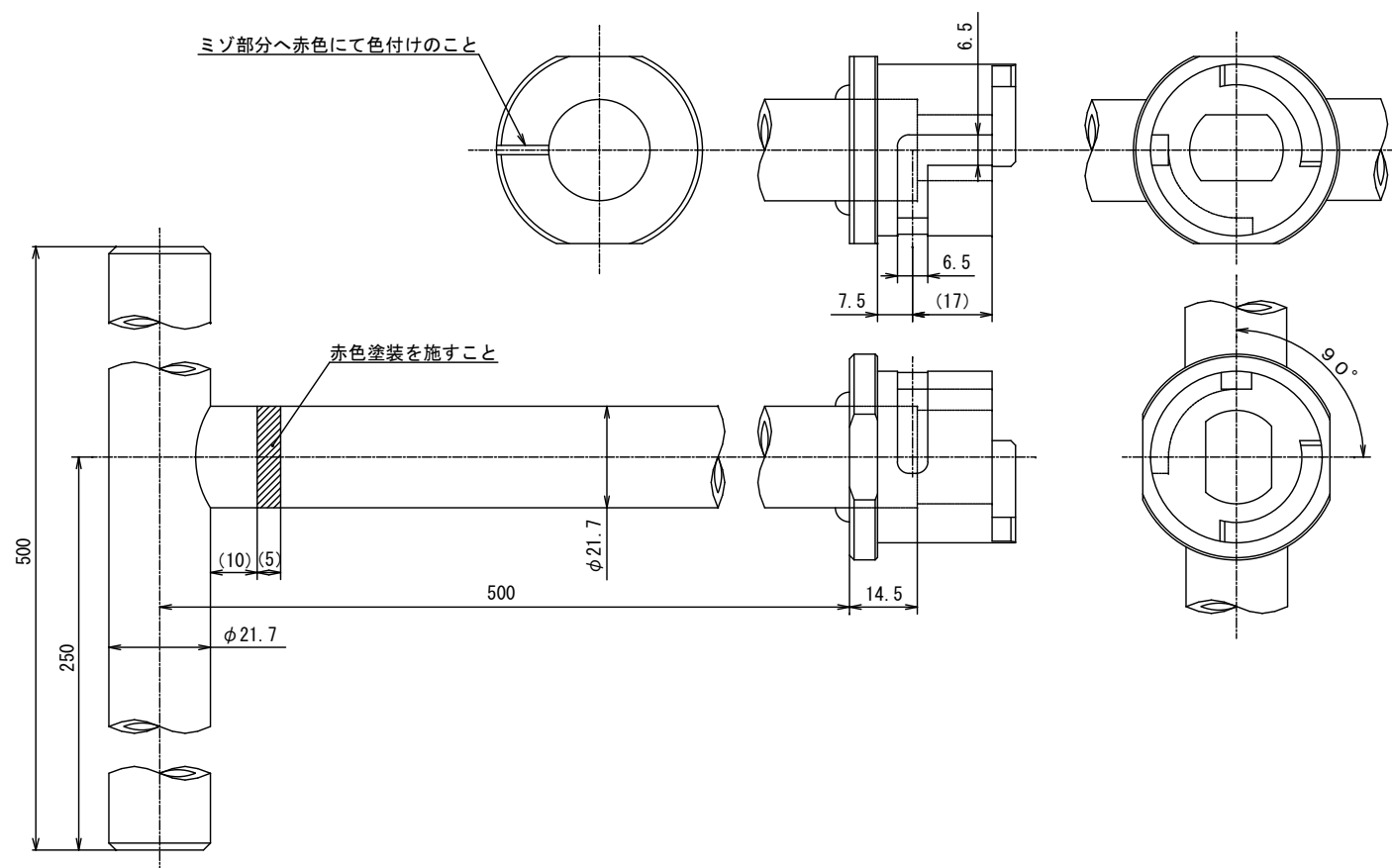
大垣市標準配管図 (直結式の場合)
[給水口径 7 5 m m]



注記

- 割丁字管以降で使用している継手 (90° 曲管等) は配管例である
- ボックス寸法は参考寸法である
- 75mmの量水器は、縦型軸流羽根車水道メーターとする
- メータ二次側には逆止弁を設置すること
- バイパス管内の水は、停滞水とならないこと

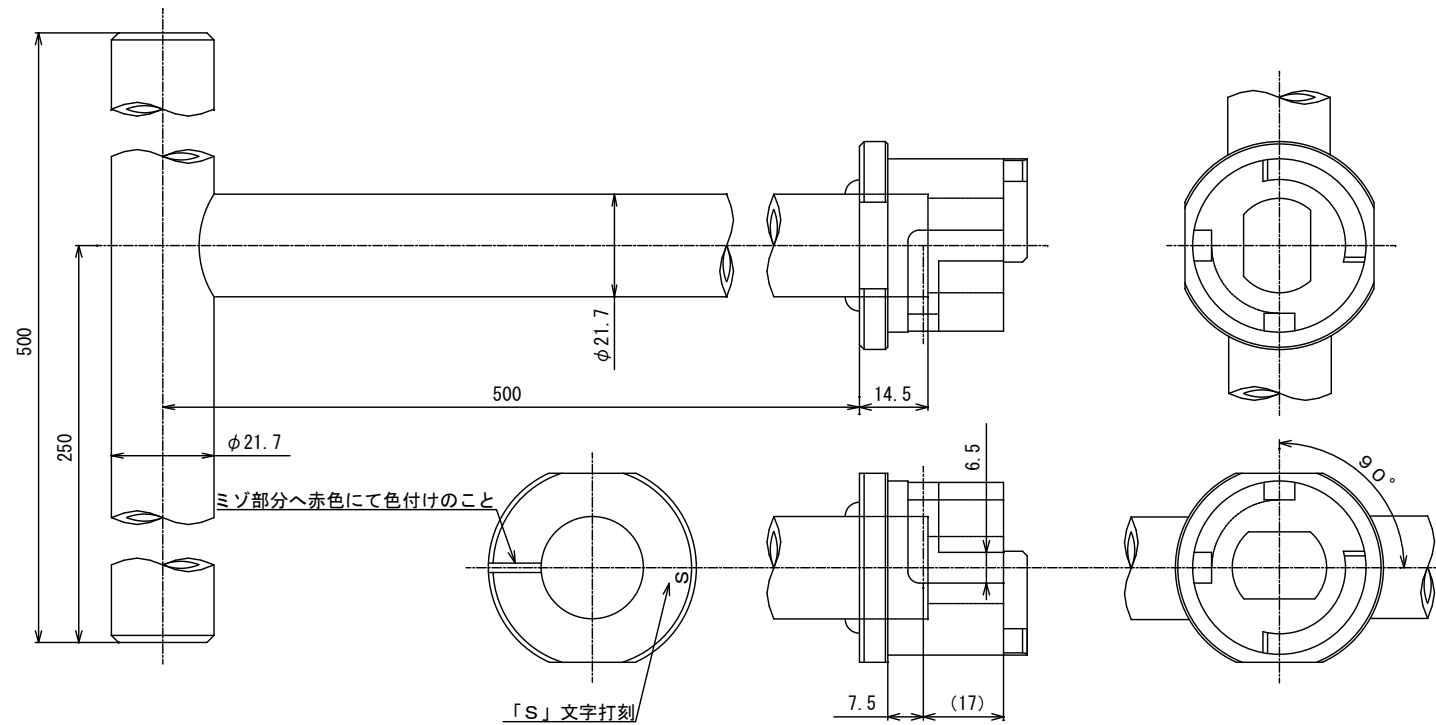
メーターバイパユニット用
メーターバイパスハンドル



$\phi 20 \sim \phi 75$

バイパスハンドル

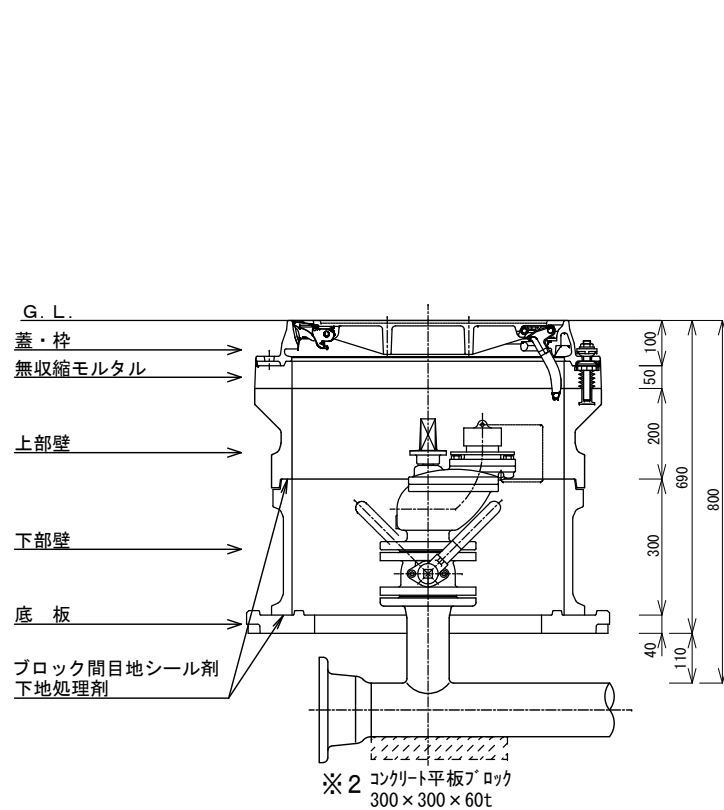
メーターバイパスユニット用
メーター停水ハンドル



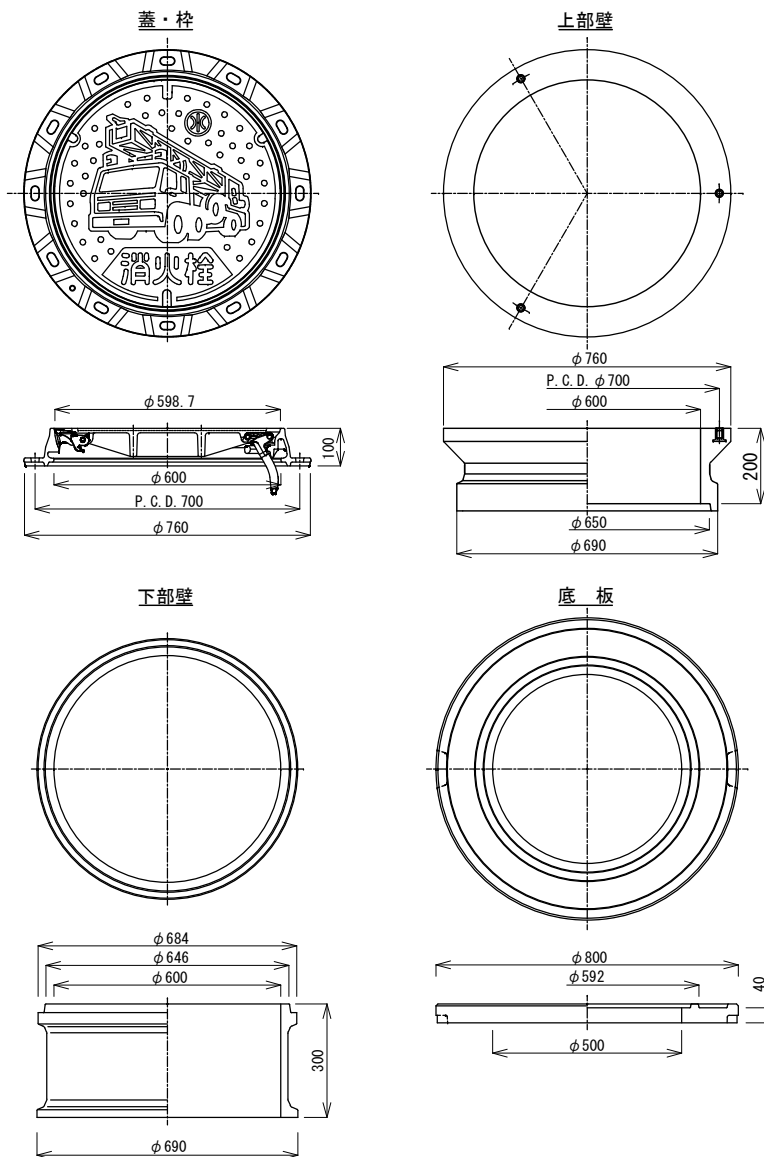
$\phi 20 \sim \phi 75$

停水ハンドル

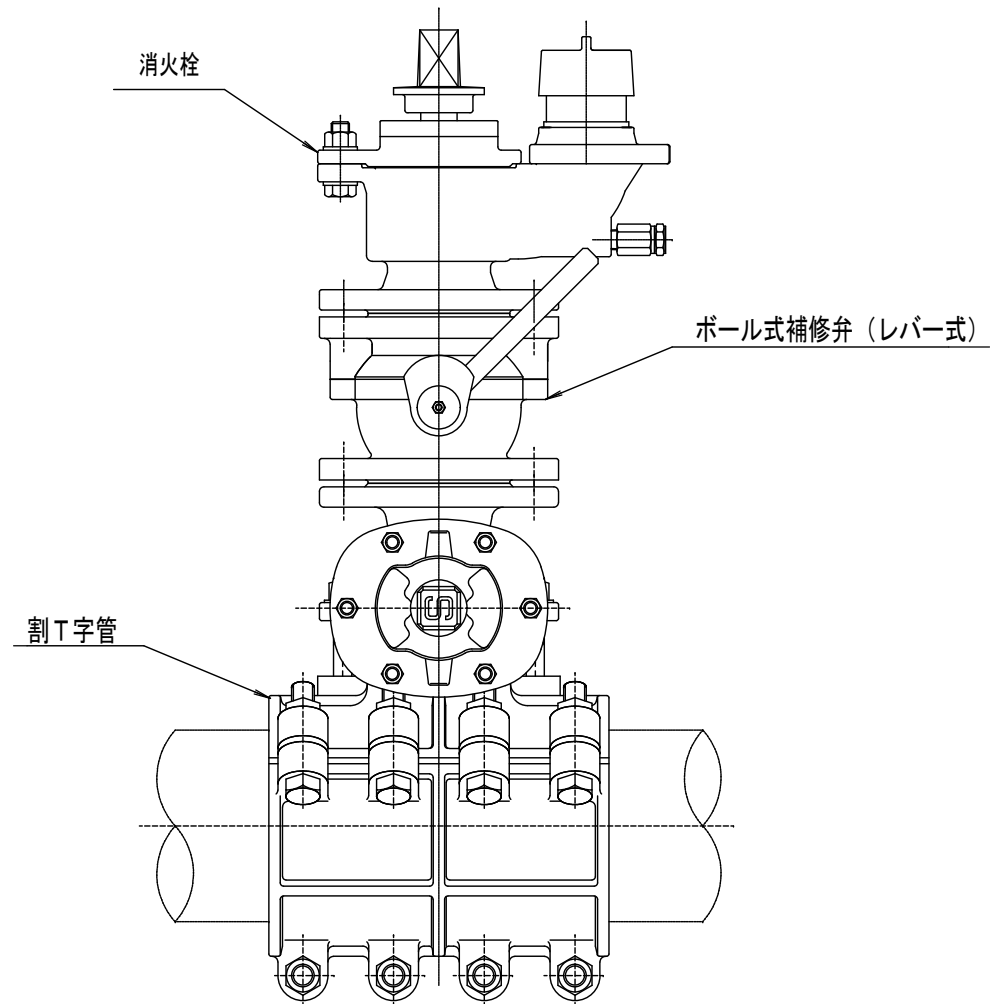
丸型消火栓ボックス標準図



- ※1 蓋・枠 : 大垣市水道事業仕様書 規定品
蓋・枠以外: 日本水道協会規格品 (JWWA B 132, JWWA K 148)
- ※2 本管がHPPE・HIVP・VP・PEPの場合は、沈下防止の為
コンクリートブロック (300×300×60) を管下に設置する。



消火栓標準図



別紙13(1)

配水管及び給水装置工事承認済資材一覧表(1)

規 格 番 号	資 材 名	メ ー カ ー 名
JIS G 5526 JWWA G 113	ダクタイル鋳鉄管(K形, SⅡ形, NS形, GX形)	(株)クボタ, (株)栗本鐵工所, 日本鋳鉄管(株)
JIS G 5527 JWWA G 114	ダクタイル鋳鉄異形管類(K形, SⅡ形, NS形, GX形) 三受十字管, ニ受T字管, 受挿し片落管, 挿し受片落管, 曲管, F付T字管, 排水T字管, 継ぎ輪, 短管1号・2号, 栓, 押輪, フランジ短管, フランジ蓋	(株)岡本, (株)クボタ, 梅原工業(株), (株)栗本鐵工所, 日本鋳鉄管(株), 幡豆工業(株), 大和産業(株), (株)三和
JWWA G 114	水道配水用ポリエチレン管(ISO-P)用メカニカル継手	(株)川西水道機器
JWWA B 120	ソフトシール仕切弁	(株)クボタ, (株)栗本鐵工所, (株)清水合金製作所, (株)清水鐵工所, 前澤工業(株), 富士鐵工(株), 清水工業(株), 協和工業(株), 宮部鉄工(株), (株)北川鉄工所, 角田鉄工(株)
JWWA B 122	仕切弁(立形)排泥用	
JIS B 2063	空気弁(単口)	
JWWA B 103	水道用地下式消火栓	
JWWA B 126	ボールレバー式補修弁	前澤給装工業(株), (株)日邦バルブ, (株)タブチ
JWWA B 108	ボール止水栓 呼び径25	
—	空気弁付地下式消火栓	(株)清水合金製作所, (株)清水鐵工所, 清水工業(株), 協和工業(株), 宮部鉄工(株), (株)クボタ, 富士鐵工(株)
JWWA K 118	水道用耐衝撃性硬質塩化ビニル管	(株)クボタ, 積水化学工業(株) 三菱樹脂(株), シーアイ化成(株)
JWWA K 119	水道用耐衝撃性硬質塩化ビニル管継手類 ソケット, エルボ, チーズ, キャップ, ユニオンソケット, ベンド, バルブ用ソケット, スーパーユニオン	
JIS K 6742	水道用硬質塩化ビニル管	(株)クボタ, 積水化学工業(株) 三菱樹脂(株), シーアイ化成(株)
JIS K 6743	水道用硬質塩化ビニル管継手類 ソケット, エルボ, チーズ, キャップ, ユニオンソケット, ベンド, バルブ用ソケット, スーパーユニオン	
JWWA K 116	硬質塩化ビニルライニング鋼管	積水化学工業(株), 三菱樹脂(株)
JIS K 6762-1	ポリエチレン管(2層管)	イノアック(株), 三晃ポリナイト(株), 積水化学工業(株), 日本プラスチック工業(株), 三菱樹脂(株)
JWWA G 578	インサートコア一体型 ポリエチレン管継手類(NSP継手) ソケット, エルボ, チーズ, おねじソケット, メーター用ソケット, パイプエンド, 分水栓用ソケット, 塩ビ鉛管用ソケット, ユニオンベンド, ガイド付袋ナット	(株)日邦バルブ
JWWA B 116	インサートコア一体型 ポリエチレン管継手類 ソケット, エルボ, チーズ, おねじソケット, メーター用ソケット, パイプエンド, 分水栓用ソケット, 塩ビ鉛管用ソケット, ユニオンベンド, ガイド付袋ナット	前澤給装工業(株), (株)タブチ 前田バルブ工業(株)
JWWA B 117	サドル付分水栓(AS形)	栗本商事(株), (株)タブチ, (株)日邦バルブ, 前澤給装工業(株), 前田バルブ工業(株), 新興弁栓(株), (株)キッツ
—	埋設用青銅ゲートバルブ 10K型(E-23)	前澤給装工業(株)
—	ソフトシール型仕切弁(E-68)	(株)日邦バルブ
—	埋設用青銅仕切弁	(株)キッツ
JIS B 2011	青銅弁ゲートバルブ(仮設配管用)	(株)キッツ, 東洋バルブ
JDPA Z 2001	ポリエチレンスリーブ	イノアック(株), (株)栗本鐵工所, サンエス護謨工業(株), 大成ポリマー(株), ヨツギ(株)
JWWA K 158	ポリエチレンスリーブ	ヨツギ(株)

別紙13(2)

配水管及び給水装置工事承認済資材一覧表(2)

規 格 番 号	資 材 名	メ ー カ ー 名
JWWA K 145	水道配水用ポリエチレン管継手類	(株)クボタ, (株)栗本鐵工所, 日本鑄鉄管(株), 日本プラスチック工業 (株), 旭有機材工業(株), イノアック(株)
JWWA K 148	仕切弁ボックス ブロック 丸	植平コンクリート工業(株), (株)トミス, (株)ダイモン, 日之出水道機器(株), 三国プラスチック(株), 川彦(株)
JWWA B 132	仕切弁鉄蓋 1号250 2号350	平野鑄工(株)
JWWA K 148	消火栓ボックス ブロック(丸)	植平コンクリート工業(株), (株)トミス, (株)ダイモン, 日之出水道機器(株), 三国プラスチック(株), 平野鑄工(株), (株)ダイモン
大垣市水道事業仕様書規定	消火栓鉄蓋	日之出水道機器(株), (株)ダイモン 植平コンクリート工業(株)
大垣市水道事業仕様書規定	空気弁鉄蓋	(株)ダイモン

(注) JIS・・・日本工業規格, JWWA・・・日本水道協会規格, JDBA・・・日本ダクタイル鉄管協会規格

配水管及び給水装置工事承認済資材一覧表(3)

規 格 番 号	資 材 名	メ ー カ ー 名
PTC K 03 (JWWA K 144)	水道配水用ポリエチレン管 (HPPE管)	配水用ポリエチレンパイプシステム協会 メーカー
PTC K 13 (JWWA K 145)	水道配水用ポリエチレン管継手 (HPPE管)	
PTC B 20	水道配水用ポリエチレン管サドル付き分水栓 (HPPE管)	
PTC B 21	水道配水用ポリエチレン管金属継手 (ISO変換継手) (HPPE管)	
PTC B 22	水道配水用ポリエチレン挿し口付きソフトシール仕切弁 (HPPE管)	
PTC B 30	水道配水用ポリエチレン管メカニカル継手 (HPPE管)	
PTC B 31	水道配水用ポリエチレン管不断水分岐割T字管 (HPPE管)	
PTC B 32	水道配水用ポリエチレン挿し口付きダクタイル鑄鉄異形管 (HPPE管)	

(注) PTC・・・配水用ポリエチレンパイプシステム協会規格

※承認済資材一覧表に掲載されていない資材を採用するときは、市に対して承認図を2部提出し承認を得るものとする。

別紙13(3)

配水管及び給水装置工事承認済資材一覧表(4)

資 材 名	品 名	メ ー カ ー 名
水道用ダクタイル鋳鉄管用接合部品 (離脱防止型押輪)		クロダイト工業(株), コスモ工機(株), 大成機工(株),
不断水設置形ストッパーバルブ		コスモ工機(株), 大成機工(株) (株)水研
鋳鉄製塩化ビニル管用継手		コスモ工機(株), 大成機工(株) (株)川西水道機器
鋼管・ポリ管・塩ビ管用メカニカル式継手		日立金属(株), (株)リケン, (株)川西水道機器
不断水分岐用継手		コスモ工機(株), 大成機工(株)
埋設標識シート	セイフティラインW、織込率2倍、 水道注意文字入、青色、 ポリエチレン製巾75mm	(株)アクロス, 光進商事(株), サンエス護謨工業(株), 大成ポリマー(株), 大東電材(株), (株)テザック, ヨツギ(株)
管表示テープ	水道表示文字入、空色、 ビニル粘着テープ巾50mm	大成ポリマー(株), 大東電材(株), 積水化学工業(株), 光進商事(株), ヨツギ(株)
管探知ワイヤー	導電性ゴム被覆ロケーティングワイ ヤー	フジテコム(株), ヨツギ(株)
量水器ボックス	φ13、φ20、φ25用(大垣市章入り)	前澤化成工業(株), アロン化成(株)
量水器ボックス	φ40、φ50、φ75用	指定、承認 なし
逆止弁付ボール止水栓 (フロート式・左止・ハンドルビス固定式)		(株)タブチ, (株)日邦バルブ, 前澤給装工業(株), 前田バルブ工業(株)
塩化ビニル管用伸縮継手		(株)タブチ, (株)日邦バルブ, 前澤給装工業(株), 前田バルブ工業(株), (株)キッツ
逆止弁		(株)日邦バルブ, 前澤給装工業(株)
分水栓用密着コア(メタルスリーブ)		(株)タブチ, (株)日邦バルブ, 前澤給装工業(株), 前田バルブ工業(株)
分水栓用密着コア(SUS)		(株)日邦バルブ
給水管埋設表示ピン	表示ピン(水道管)W15ピン付	大東電材(株)
水道用標示杭	標示杭(青杭[水]□45×450)	大東電材(株), ヨツギ(株)
メーターバイパスユニット	φ20・φ25・φ30・φ40・φ50・φ75	(株)日邦バルブ
メーターユニット(大垣市型)	φ13・φ20	(株)日邦バルブ, 前澤給装工業(株)

※上表または、別紙(承認済資材一覧表)に掲載されていない資材を採用する時は、市に対して承認図を2部提出し承認を得るものとする。

別紙13(4)

不断水分岐工事承認済資材一覧表

1. 被分岐管 → ダクタイル鋳鉄管(耐震管路)の場合

品 名	概 要	呼 び 径		分岐材料	メーカ ー 名
		被分岐管口径	分岐管口径		
ヤノT字管S型 鋳鉄管用 (シーバー弁付不断水分岐用割T字管)	※分岐口形状=SS(内ネジ)型 ※不断水分岐工用簡易バルブ付	φ75～φ200	φ50	PEオネジ	大成機工(株) ①
不断水分岐用コスモバルブST型 (STバルブ ダクタイル鋳鉄管用)	※分岐口形状=内ネジ ※不断水分岐工用簡易バルブ付	φ75～φ200	φ50	おねじ付融着継手 (回転型)	コスモ工機(株) ⑦
ヤノT字管V型 鋳鉄管用	※分岐口形状=フランジ(7.5K RF) ※ソフトシール弁付	φ75～φ200	φ75～150	メカポリPC短管1号	大成機工(株) ②
不断水分岐用コスモバルブST型 (STソフト ダクタイル鋳鉄管用)	※分岐口形状=フランジ(7.5K RF) ※ソフトシール弁付	φ75～φ200	φ75～150	Pメカフランジ	コスモ工機(株) ⑧
ヤノT字管V型 鋳鉄管用	※分岐口形状=フランジ(7.5K RF) ※ソフトシール弁付	φ75～φ200	φ75～150	消火栓・補修弁	大成機工(株) ③
不断水分岐用コスモバルブST型 (STソフト ダクタイル鋳鉄管用)	※分岐口形状=フランジ(7.5K RF) ※ソフトシール弁付	φ75～φ200	φ75		コスモ工機(株) ⑨

2. 被分岐管 → 配水ポリエチレン管の場合

品 名	概 要	呼 び 径		分岐材料	メーカ ー 名
		被分岐管口径	分岐管口径		
ポリ管用ヤノT字管S型 (水道配管用ポリエチレン管専用)	※分岐口形状=内ネジ ※不断水分岐工用簡易バルブ付	φ75～φ200	φ50	PEオネジ	大成機工(株) ④
不断水分岐用コスモバルブST型 (STバルブ ポリエチレン管用)	※分岐口形状=内ネジ ※不断水分岐工用簡易バルブ付	φ75～φ200	φ50	おねじ付融着継手 (回転型)	コスモ工機(株) ⑩
ポリ管用ヤノT字管V型 (水道配管用ポリエチレン管専用)	※分岐口形状=フランジ(7.5K RF) ※ソフトシール弁付	φ75～φ200	φ75～150	メカポリPC短管1号	大成機工(株) ⑤
不断水分岐用コスモバルブST型 (STソフト ポリエチレン管用)	※分岐口形状=フランジ(7.5K RF) ※ソフトシール弁付	φ75～φ200	φ75～150	Pメカフランジ (GF形)	コスモ工機(株) ⑪
ポリ管用ヤノT字管V型 (水道配管用ポリエチレン管専用)	※分岐口形状=フランジ(7.5K RF) ※ソフトシール弁付	φ75～φ200	φ75	消火栓・補修弁	大成機工(株) ⑥
不断水分岐用コスモバルブST型 (STソフト ポリエチレン管用)	※分岐口形状=フランジ(7.5K RF) ※ソフトシール弁付	φ75～φ200	φ75		コスモ工機(株) ⑫

※水道配水用ポリエチレン管を穿孔する場合は、ポリ管専用カッターで施工が必要です。

※指定給水装置工事事業者による不断水分岐作業については、上記メーカーへの要相談を必須とします。

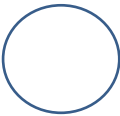
コスモ工機(株)製の材料を使用し不断水分岐を行う場合は、メーカー(直営)施工を基本とします。

別紙14(1)

上水道 第7号様式 (第13条関係)
下水道 第4号様式 (第3条関係)
農集排 第4号様式 (第5条関係)

給・排水設備工事完了届

受付年月日		令和 年 月 日			受付番号		第 ー 号											
工事施工場所		大垣市 町 丁目 番地																
設置者名																		
ふりがな 使用者氏名																		
工事完了 年 月 日		令和 年 月 日																
工 種		新 設 改 造 修 繕 撤 去																
工 事 箇 所	区分	炊事	洗面	湯殿	散水	手洗	床排	大便	小便	兼用	洋風	洗濯						
	給水																	
	排水																	
上記のとおり給・排水設備工事が完了したので、検査くださるようお届けします。																		
年 月 日																		
住所 大垣市 町 丁目 番地																		
届出人 氏名																		
指定工事(店)業者名																		
大垣市長 石田 仁 様																		



給・排水設備工事検査表

水道課・下水道課

施工業者 _____ 検査立会者 _____ 検査年月日 令和 年 月 日

番号	検査予定時間	使用者氏名	設置場所	未収	※ 上水道手数料 (円)	※ 下水道手数料 (円)	※ 合計 (円)	備考
		申込者氏名	使用者住所 申込者住所	領収				
1	: から : まで			未収				集合場所 現場・市役所 いずれかに○をつけて下さい。
				領収				
2	: から : まで			未収				集合場所 現場・市役所 いずれかに○をつけて下さい。
				領収				
3	: から : まで			未収				集合場所 現場・市役所 いずれかに○をつけて下さい。
				領収				
4	: から : まで			未収				集合場所 現場・市役所 いずれかに○をつけて下さい。
				領収				
5	: から : まで			未収				集合場所 現場・市役所 いずれかに○をつけて下さい。
				領収				
6	: から : まで			未収				集合場所 現場・市役所 いずれかに○をつけて下さい。
				領収				
7	: から : まで			未収				集合場所 現場・市役所 いずれかに○をつけて下さい。
				領収				
※ 計				未収				
				領収				
※ 検査員								

注1 : ※印欄は記入しないで下さい。

注2 : 検査前日までに提出して下さい(FAX可 0584-81-0981)。右上欄の水道課・下水道課の
いずれかに必ず○をつけて下さい。

大垣市長 石田 仁 様

給 水 装 置 工 事 検 査 願

大垣市指定給水装置工事事業者

住 所

会 社

印

（ ）

下記の給水装置工事については、令和 年 月 日 完成しましたので、大垣市水道事業給水条例第7条第2項に基づき検査を受けたいのでお届けします。

確 認 番 号	令 和	年 度	第	—	号	申込者工事場所	大垣市	町
申込者氏名				電話番号		給水装置工事主任技術者		

検 査 調 書

社内検査年月日 令和 年 月 日

検 査 種 別 及 び 検 査 項 目			検 査 の 内 容						確 認
路 面 復 旧	1	舗設状況	既設舗装との取り合わせ状態を確認のこと。						
	2	舗装厚さ	所定の厚さがあるか確認のこと。(写真確認)						
屋 外 の 検 査	3	分岐部、止水栓等位置	正確に測定されていること。(密着コア、管探知ワイヤーの設置等の確認を含む)						
	4	量水器・止水栓	A	量水器は、逆付け、片寄りがなく、水平に取付けられていること。					
			B	検針、取替に支障がないこと。					
			C	止水栓の操作に支障がないこと。					
			D	止水栓の逆付け及び傾きがないこと。					
	5	使用者番号票等の取付等	止水栓使用者番号票等を取り付けまたは表示されていること。						
	6	ボックス類	傾きがないこと、及び設置基準に適合すること。						
7	バルブ・仕切弁	スピンドルの位置がボックスの中心にあること。							
配 管	8	配 管	A	給水用具等の位置が完成図面と整合すること。					
			B	給水管理設表示ビン(または表示杭)が給水管直上で官民境界付近に埋め込まれていること。					
			C	配水管の水圧に影響を及ぼす恐れのあるポンプに直接連結されていないこと。					
			D	配管の口径、経路、構造等が適切であること。(図面にて)					
			E	水の汚染、破壊、浸食、凍結等を防止するための適切な処置がなされていること。					
			F	逆流防止のための給水用具が設置されていること。					
			G	クロスコネクションがなされていないこと。					
	9	接 合	適切な接合が行われていること。(露出部にて)						
	10	給 水 管	性能基準適合品の使用を確認すること。(書類にて)						
	給 水 用 具	11	給 水 用 具	性能基準適合品の使用を確認すること。					
12		接 続	適切な接合が行われていること。						
受 水 槽	13	構 造	構造が適切であること。						
	14	吐水口空間の測定	吐水口と越流面等との位置関係の確認を行うこと。						
	15	流 入 調 整 等	定水位弁、定流量弁、波止め装置等が取り付けられ、流入調整が適切に行われていること。						
機 能 検 査	16	量水器経由の確認	管内を洗浄通水した後、各給水用具からそれぞれ放流して量水器経由の確認をすること。						
	17	吐水口・動作確認	給水用具の吐水量、動作状態などについて確認すること。						
耐 圧 試 験	18	耐 圧 試 験	一定の水圧による漏水及び抜けなどがないかの耐圧試験の結果を写真等で確認すること。						
			公道 水圧試験実施年月日	年 月 日	試験水圧	Mpa	試験時間	分	
			宅内 水圧試験実施年月日	年 月 日	試験水圧	Mpa	試験時間	分	

検 査 結 果	合 格 ・ 不 合 格	手直し指示事項	有 ・ 無	手直し完了確認	令和 年 月 日
---------	-------------	---------	-------	---------	----------

上記のとおり給水装置の検査をしましたので報告します。

令和 年 月 日

<検査員は原則「給水装置工事主任技術者」とする。>

検査員

(記入上の注意) 検査結果が良には○印、不良には×印、検査不要項目には／印を確認欄に記入すること。
日付に留意すること

開発道路及び位置指定道路に布設する管路について

1. 管径

管径については、P4 の表 2－1 を参考にし、事前に水道課と協議して下さい。

2. 管種

管径φ50 以上 HPPE ※H24 年度から採用

管径φ50 未満 PEP

3. 布設位置

下水道供用開始区域内・・・原則、下水道と別の掘山での占用位置とすること。
官民境界から 1. 2 m 程度の離隔をとり、道路の西
寄り、北寄りに布設することを原則とする。

下水道供用開始区域外・・・官民境界から 1. 2 m 程度の離隔をとり、道路の西
寄り、北寄りに布設することを原則とする。

土被り・・・・・・・・・・原則 0. 8 m とする。

4. HPPE 管施工にあたっての注意事項

(1) 水道用配水ポリエチレン管施工講習会受講終了者による施工または、その者による施工現場指導のもとに配管施工をすること。

※原簿提出時に、施工講習会受講証や修了証の写しを提出すること。

(2) 施工マニュアルに沿って適正に配管すること。

(3) 水道用配水ポリエチレン管に不断水 T 字管及び給水管の穿孔を行う場合は、専用のキリ、ホルソーを使用すること。

(4) 雨天時の施工は、原則禁止とする。(やむを得ず施工する場合は、テント等で融着部等が濡れないようにすること。)

(5) 融着接合箇所は EF コントローラー融着履歴及びチェックシートをすべて提出すること。

5. 施工

(1) 施工にあたっては、大垣市水道事業仕様書に基づき施工するものとする。

(2) 給排水原簿提出時に施工承認図書として、位置図・施工技術者(水道配水用ポリエチレン配管施工講習受講書の写し)・使用材料一覧・材料検収写真・配管施工図等を提出するもの。

(3) 配水管から引込工事(立会 必須)を含めて、材料検査、布設工事など必要に応じて市担当者の立会を受けるものとする。

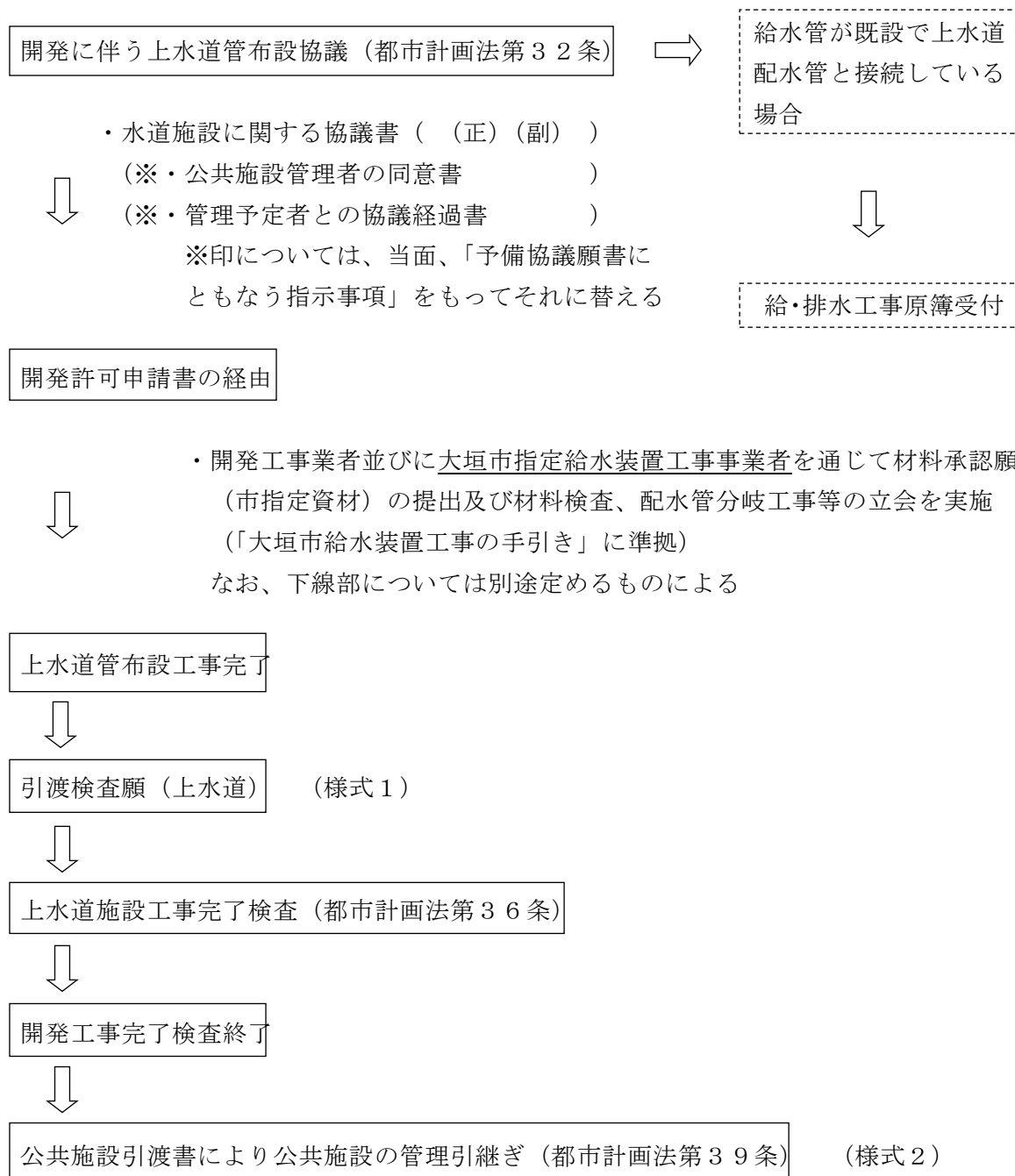
6. 完成検査

- (1) 手続きや実施については、一般の給水装置工事検査に準ずる。
- (2) 写真管理（立会写真・転圧状況・管継手の施工状況・工事写真等）についても、大垣市水道事業仕様書に基づき管理するものとする。
- (3) 提出書類は、融着接合箇所の **EF** コントローラー融着履歴及びチェックシート・竣工図面（図面データー）等を水道課検査担当者に提出するものとする。

※上記の「5. 施工・6. 完成検査」は位置指定道路に布設する場合の標準を示すものであり、開発道路においては、「別紙16（1）開発許可申請工事の事務処理フロー」及び、水道課の指示によるものとする

別紙 16 (1)

開発許可申請工事の事務処理フロー



引継ぎ日

検査済書交付による開発工事完了の公告日の翌日（都市計画法39条）

※このフローは開発工事に伴い同時施工で上水道管を自費工事にて施工する場合に適用する。

別紙 16 (2)

様式 1

引 渡 検 査 願

年 月 日

大垣市長 石田 仁 様

施設設置者 住所

氏名

印

TEL

次のとおり、公共施設（上水道）の工事が完了しましたので、引渡検査をお願いします。

施 工 場 所

大 垣 市

完了年月日

年 月 日

施 設 内 容

(例) 配水管 HPPE ϕ 100 L = 〇〇. 〇m (仕切弁延長を除く)

仕切弁 ϕ 100 〇〇箇所 (L = 〇〇. 〇m)

消火栓 ϕ 75 〇〇箇所

※ 以下の書類を添付のこと

1. 位置図
2. 出来形図（平面図・配管図・横断面図・給水管布設位置図）
3. 数量算出表
4. 工事写真（立会写真等を含む）
5. 完成写真
6. その他（管理者から特に指示されたもの）

別紙 16 (3)

様式 2

公 共 施 設 引 渡 書

年 月 日

大垣市長 石田 仁 様

引渡者 住所

氏名

印

TEL

次のとおり、開発行為に関する工事が完了しましたので、都市計画法第 39 条の規定にもとづき、次の内容により公共施設（上水道）を引渡します。

1. 開発区域の名称

大 垣 市

2. 開発許可番号

年 月 日付 号

3. 工事完了年月日

開 発 工 事 年 月 日

上水道施設工事 年 月 日

4. 完了検査年月日

開 発 工 事 年 月 日

上水道施設工事 年 月 日

5. 検査済証番号日

年 月 日付 号

6. 引渡公共施設

上水道配水管施設一式

(別添図面参照)

7. 引 渡 日

都市計画法第 36 条第 3 項に基づく工事完了公告日の翌日

8. 引渡付帯条件

引渡公共施設がつぎの一に該当するに至ったときには、当社はその費用負担と責任においてその補修を行います。

①引渡日より 2 年経過する日までの間に、不良箇所・破損箇所が発見されたとき。

②住宅建築に伴い、引渡公共施設の一部が破損されたとき。

小規模貯水槽水道について

○小規模貯水槽水道とは

マンション、病院、大規模店舗、3階以上の住宅などでは、水道水を「受水槽」という水槽に受けてから利用している施設が多くあります。

受水槽の有効容量が10m³以下の施設を「**小規模貯水槽水道**」といいます。
小規模貯水槽水道の設置者は、安全で適切な水を利用者に供給するために、施設の衛生な管理及び水質検査を行ってください。

※有効容量とは水の最高水位と最低水位との間に貯留される水量。

受水槽の有効容量※が 10m³ を超える施設は「**簡易専用水道**」といい、水道法の規制対象となりますので、大垣市生活環境部環境政策課環境保全グループに相談してください。

- 小規模貯水槽水道に該当しない施設
 - ・飲み水として使用しない施設(工業用水、消防用水等)
 - ・地下水(井戸水)等水道水以外のものを貯留している施設

○小規模貯水槽水道の管理及び水質検査について (大垣市水道事業給水条例施行規則第 20 条)

(届け出) 小規模貯水槽水道を設置する場合、また届け出ている設置者や構造に変更があったときは、すみやかに大垣市水道部水道課に届出書を提出してください。

(水槽の清掃) 水槽の清掃を1年以内ごとに1回定期的に行ってください。

(水質検査) 1年以内ごとに1回、定期的に、設置者が給水栓における水の色、濁り、臭い、味に関する検査及び残留塩素の有無に関する水質の検査を行ってください。
これらに異常があるとき、又は水槽内の水が汚染された疑いのあるときは、必要な水質検査を実施し、その安全性の確認を行ってください。人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、又その旨を利用者等に知らせてください。

(保守点検) 水槽のき裂等により水槽内に有害物、汚水等の混入がないよう定期的に点検を行い、欠陥を発見したときは、すみやかに改善の措置を講じてください。
設置者が管理を行わない場合には、実際に管理を担当する者を明確にしてください。

大垣市水道部水道課

大垣市丸の内2-29

TEL: 0584-81-4111

担当: 配水設備グループ(内線2573)

第1号様式（第5条関係）

年 月 日

印

小規模貯水槽水道の設置・変更・廃止について、次のとおり届出します。

		整理番号	
所 在	町 丁目 番地		
設 置 者	住 所 氏 名 電話番号		
施 工 業 者	住 所 氏 名 電話番号		
用 途	該当するものに○をつけてください。 共同住宅（ 戸）・個人住宅・事務所・店舗・学校・工場・病院・旅館 興行場・娯楽施設・集会場・その他（ ）		
建 物 構 造	該当するものに○をつけてください。 鉄筋コンクリート・鉄骨コンクリート・木造・その他（ ） 地上 階、地下 階		
設置年月日	令和 年 月 日		
設 置 場 所	該当するものに○をつけてください。 屋内 ・ 屋外 ・ 屋上 地上式 ・ 地下式 ・ 半地下式		
貯水槽材質	該当するものに○をつけてください。 鉄筋コンクリート・鋼板・FRP・ステンレス・その他（ ）		
有 効 容 量	合 計 m ³	受 水 槽 m ³ 高置水槽 m ³ 圧力水槽 m ³	
貯水槽寸法	外形寸法 縦 m 横 m 高さ m × × 有効寸法 縦 m 横 m 高さ m × ×		

※ 位置図及び構造図を添付のこと

別紙17(3)

専用水道及び簡易専用水道に係る権限の移譲について

水道法改正（平成25年4月1日施行）に伴い、専用水道及び簡易専用水道のすべての権限が県保健所から市に移譲されました。専用水道・簡易専用水道に関する問い合わせ先は大垣市生活環境部環境政策課環境保全グループになります。

小規模貯水槽水道については、平成25年4月1日以降も水道課に届出書を提出してください。

○専用水道とは

・水道法第3条第6項において「専用水道」とは、寄宿舍、社宅、療養所等における自家用の水道その他水道事業の用に供する水道以外の水道のみであって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。ただし、他の水道から供給を受ける水のみを水源とし、かつ、その水道施設のうち地中又は地表に施設されている部分の規模が政令で定める基準以下である水道を除く。

- ①. 100人を超える者にその居住に必要な水を供給するもの。
- ②. その水道施設の1日最大給水量（1日に給水することができる最大の水量をいう。以下同じ。）が政令で定める基準を超えるもの。

・水道法施行令第1条第1項には、水道法第3条第6項、ただし書きに規定する政令で定める基準は次のとおりである。

- ①. 口径25ミリメートル以上の導管の全長1,500メートル
- ②. 水槽の有効容量の合計 100立方メートル

・同条第2項には、水道法第3条第6項第2号に規定する政令で定める基準は、人の飲用その他の国土交通省令で定める目的のために使用する水量が20立方メートルであることとする。

○簡易専用水道とは

・水道法第3条第7項において「簡易専用水道」とは、水道事業の用に供する水道及び専用水道以外の水道であって、水道事業の用に供する水道から供給を受ける水のみを水源とするものをいう。ただし、その用に供する施設の規模が政令で定める基準以下のものを除く。

・水道法施行令第2条には、水道法第3条第7項ただし書きに規定する政令で定める基準は、水道事業の用に供する水道から水の供給を受けるために設けられる水槽の有効容量の合計が10立方メートルであることとする。

※事務所や店舗などの用途（特定用途）に用いる、延べ面積3,000㎡以上の建築物（学校教育法第1条に規定する学校の場合は8,000㎡以上）においては、別途「建築物における衛生的環境の確保に関する法律（通称：ビル衛生管理法）」の適用がある。

[illegible]

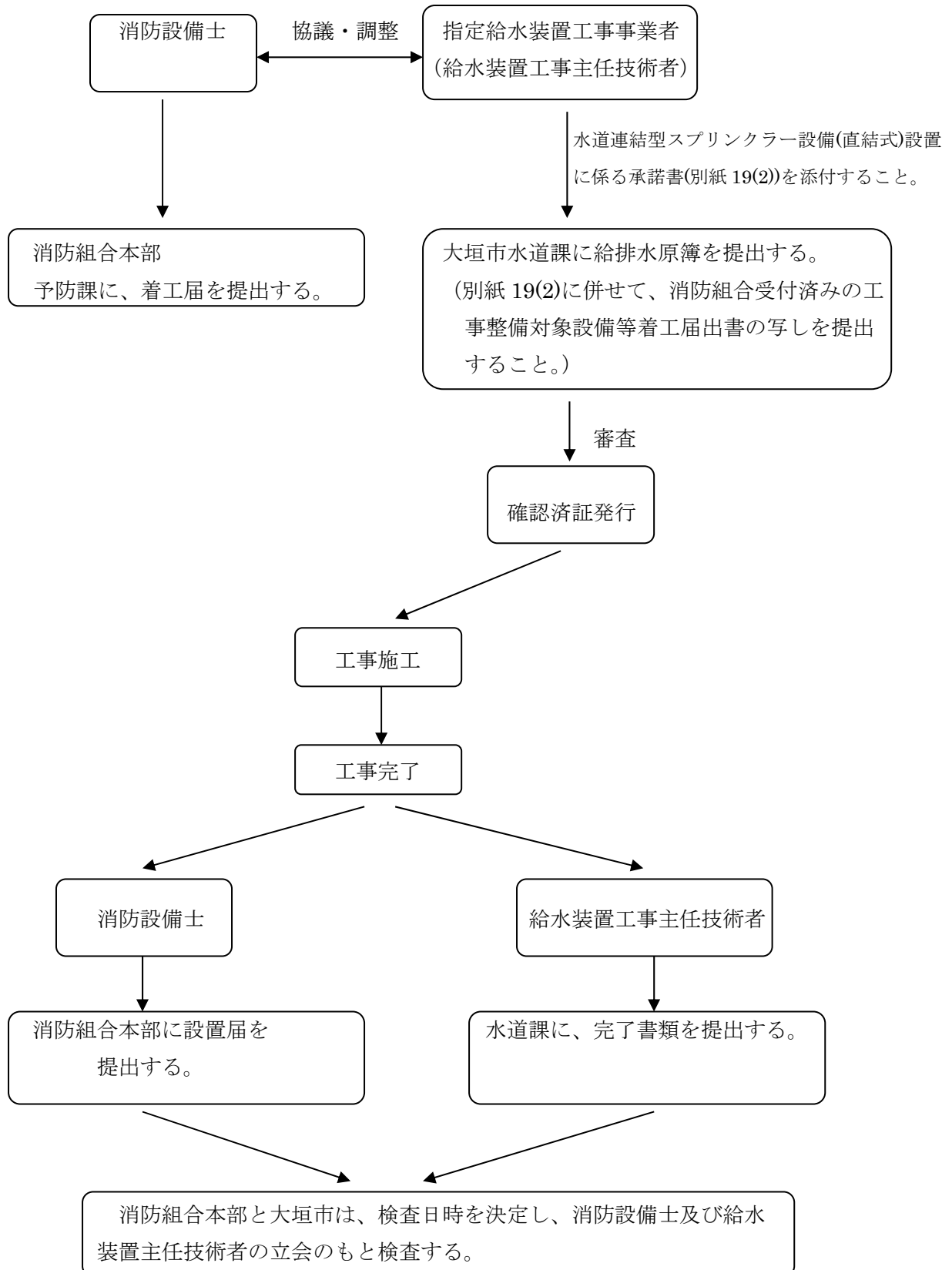
確認印	企画経営課	料金台帳	水道台帳	受 付

(注) 法人の場合または本人が自署しない場合のみ、押印が必要です。

別紙 19(1)

水道連結型スプリンクラー設備（直結式）設置の流れ

平成 21 年 4 月消防法改正により小規模社会福祉施設等で延べ面積 275 m²以上 1000 m²未満の施設については、「特定施設水道連結型スプリンクラー設備」を設置することができます。



大垣市長 石田 仁 様

水道連結型スプリンクラー設備（直結式）設置に係る承諾書

1. 水道から供給される水について、断水又は水圧が低下したときなどは正常な効果が得られないこと。

その際、

- (1) 災害その他正当な理由によって、一時的な断水や水圧低下等により水道直結式スプリンクラー設備の性能が十分発揮されない状況が生じても水道事業者は責任を負わないこと。
- (2) 水道直結式スプリンクラー設備が設置された家屋、部屋を賃貸する場合には、(1)の条件が付いている旨を借家人等に熟知させること。
- (3) 水道直結式スプリンクラー設備の所有者を変更するときは、(1)及び(2)の事項について譲受人に熟知させること。

2. 水道直結式スプリンクラー設備の火災時以外における作動及び火災時の水道事業にその責を求めることのできない非作動に係る影響に関する責任は、水道事業者が負わないこと。

令和 年 月 日

住所

氏名

印

連絡先

(法人の場合または本人が自署しない場合のみ、押印が必要です)

別紙 20 (1) (第2条関係)

給 水 申 込 書 (新 設)

年 月 日

大垣市長 石田 仁 様

申込者

住 所

氏 名

⑩

T E L

(法人の場合または本人が自署しない場合のみ、押印が必要です)

次の土地は、配水管が布設されていないため、給水申込みします。

設 置 場 所	
地 域 区 分	市街化区域 ・ 市街化調整区域 ・ 指定なし
接する道路の舗装種類	砂利 ・ 軽舗装 ・ アスファルト舗装
予 定 建 築 物	
給 水 管 の 口 径	
配水管の取付口から 給水装置までの距離	
大 垣 市 指 定 給水装置工事事業者	住 所 氏 名 T E L
※ 負 担 金	¥

(注) 1 該当する項目に○印をし、※欄には記入しないでください。

2 市の工事の工期確保等のため、事前に水道課へ相談のうえ、給水申込みを行ってください。

3 次の書類を添付してください。

(1) 位置図

(2) 給水計画平面図 (希望する給水位置を明確に図示してください。)

(3) 次のうち、給水計画が確認できる書類

ア 都市計画法による開発許可または申請書の写し

イ 建築基準法による建築確認または申請書の写し

ウ 農地法による転用許可または申請書の写し

エ 給水工事原簿の写し

別紙 20 (2) (第 5 条関係)

給 水 申 込 書 (布 設 替)

年 月 日

大垣市長 石田 仁 様

申込者

住 所

氏 名

印

T E L

(法人の場合または本人が自署しない場合のみ、押印が必要です)

次の土地は、既設配水管の口径不足となるため、給水申込みします。

設 置 場 所	
地 域 区 分	市街化区域 ・ 市街化調整区域 ・ 指定なし
接する道路の舗装種類	砂利 ・ 軽舗装 ・ アスファルト舗装
予 定 建 築 物	
給 水 管 の 口 径	
配水管の取付口から 給水装置までの距離	
大 垣 市 指 定 給水装置工事事業者	住 所 氏 名 T E L
※ 負 担 金	¥

(注) 1 該当する項目に○印をし、※欄には記入しないでください。

2 市の工事の工期確保等のため、事前に水道課へ相談のうえ、給水申込みを行ってください。

3 次の書類を添付してください。

(1) 位置図

(2) 給水計画平面図 (希望する給水位置を明確に図示してください。)

(3) 次のうち、給水計画が確認できる書類

ア 都市計画法による開発許可または申請書の写し

イ 建築基準法による建築確認または申請書の写し

ウ 農地法による転用許可または申請書の写し

エ 給水工事原簿の写し

上 水 道 施 設 埋 設 承 諾 書

私（以下「甲」という）が所有する次の土地への上水道施設の埋設について、大垣市（以下「乙」という）と次の事項にて、承諾します。

- 1. 当該土地に埋設された上水道施設の上部には建築物及び工作物等の施設は、一切設けることができません。
- 2. 当該土地に埋設された上水道施設からの給水及び維持管理に支障をきたすおそれのある一切の事態が発生した場合は、乙へ連絡してください。
- 3. 当該土地に埋設された上水道施設の埋設場所を変更しようとする場合は、乙と協議を行ってください。
- 4. 当該土地に埋設された上水道施設の撤去を行う場合は、当該施設使用の必要がないと判断したとき、甲及び乙は協議を行った後、撤去することができます。
- 5. 当承諾書に基づく権利については、相続人及びその他の一般承継人が承継します。
また、当該土地について合筆または分筆された場合、及び当該土地の所有権並びに使用権を取得した者は、甲及び乙の承認により、当承諾書に基づく権利を承継します。
- 6. 当該土地に埋設された上水道施設の維持管理は、乙が行います。また、修繕、改良に係る工事が必要となった場合に乙が土地を掘削し、使用することを承諾します。
- 7. 当該土地に埋設された上水道施設に係る土地使用料については、無償とします。
- 8. このほか記載のない事項については、甲、乙協議のうえ決定します。

令和 年 月 日

土地所有者又は管理者（甲）

住 所

氏 名 ㊞

（法人の場合または本人が自署しない場合のみ、押印が必要です）

大垣市長 石田 仁 様

土 地 の 所 在	地 番	登記地目	地積(㎡)	所 有 者 (管 理 者)

給水管埋設承諾書

「
」(以下「甲」という)が所有する次の土地への給水管の埋設について、
「
」(以下「乙」という)と次の事項にて、承諾します。

- 1. 甲は、当該敷地内に埋設された給水管について、乙が土地を使用することを承諾します。
- 2. 甲は、乙が当該土地に埋設した給水管に係る土地使用料については、無償とします。
- 3. 当該土地に埋設された乙の給水管について、維持管理は乙が行います。
- 4. 甲は、乙の給水管について、修繕、改良に係る工事が必要となった場合に、土地を掘削し、使用することを承諾します。
- 5. 甲は、当該土地に埋設された乙の給水管上部には、建築物及び工作物等の施設は一切設けません。
- 6. 甲は、当該土地に埋設された乙の給水管について、維持管理に支障をきたすおそれのある一切の事態が発生した場合は、乙へ連絡します。
- 7. 当該土地に埋設された乙の給水管について、埋設場所を変更しようとする場合は、甲、乙協議のうえ変更します。
- 8. 当該土地に埋設された乙の給水管について、撤去を行う場合は、甲乙協議のうえ乙が撤去します。
- 9. 当承諾書に基づく権利については、相続人及びその他の一般承継人が承継します。
また、当該土地について合筆または分筆された場合、及び当該土地の所有権並びに使用権を取得した者は、甲及び乙の承認により、当承諾書に基づく権利を承継します。
- 10. このほか記載のない事項については、甲乙協議のうえ決定します。
- 11. 本承諾書は、2通作成し各自記名押印のうえ、甲乙1通ずつこれを保有するものとする。

令和 年 月 日

土地所有者又は管理者（甲）

住 所

氏 名 Ⓔ

(法人の場合または本人が自署しない場合のみ、押印が必要です)

給水管設置者（乙）

住 所

氏 名 Ⓔ

(法人の場合または本人が自署しない場合のみ、押印が必要です)

土 地 の 所 在	地 番	登記地目	地積(㎡)	所 有 者 (管 理 者)

別紙 2 2

合議	課長	主幹	係	月 日
水道課				次のとおり 報告します
下水道課				

令和 年 月 日

- ☐ 水道配管図写しの交付願い
- ☐ 下水道台帳平面図写しの交付願い

大垣市長 石田 仁 様

〒 —

住 所 _____

氏 名 _____

連絡先 _____

内容	必要枚数： _____ 枚 （水道： _____ 枚・下水道： _____ 枚）
	場所： 大垣市 _____

領収書No.

水 道 課 枚 円

下水道課 枚 円

注意事項

写しの交付については、実費が必要です。
水道配管図と下水道台帳平面図は別々に交付いたします。
あわせて1枚での交付はできません。

受 付 印

課 長	主 幹	担 当	月 日
			本書のとおり 報告します

年 月 日

給排水工事原簿 写しの交付・閲覧 申請書

大垣市長 石田 仁 様

申 請 者	住所			
	氏名			
	電話	－	確認	免許証 保険証 社員証 他()
	使用者との間柄	本人 ・ 親族() ・ 工事店 ・ 他()		

次の設置場所について給排水工事原簿の写しの交付・閲覧を申請します。

給・排水工事原簿	設置場所	大垣市		
	使用者			
	種類	☐ 給水 ☐ 排水	内容	☐ 写しの交付 ☐ 閲覧

委 任 状

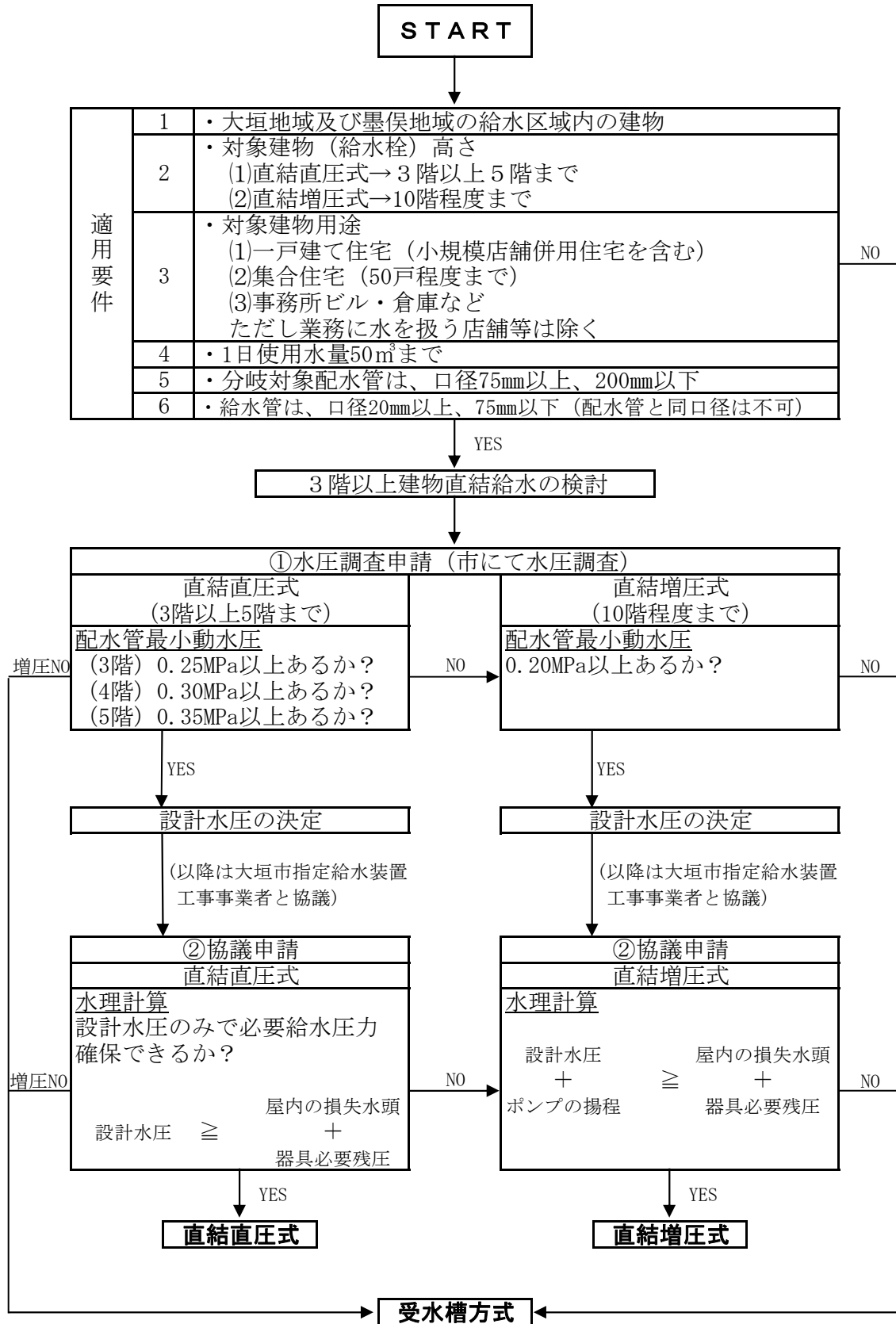
委 任 者	住所		
	氏名	Ⓜ (注)	

(注) 自署の場合は押印不要

私は、申請者を受任者として、上記の申請及び受領に関する行為を委任します。

処理欄※	領収書No.	領収金額	枚	円
------	--------	------	---	---

中高層建物直結給水 給水方式選定フロー



特定給水器具の取扱いについて

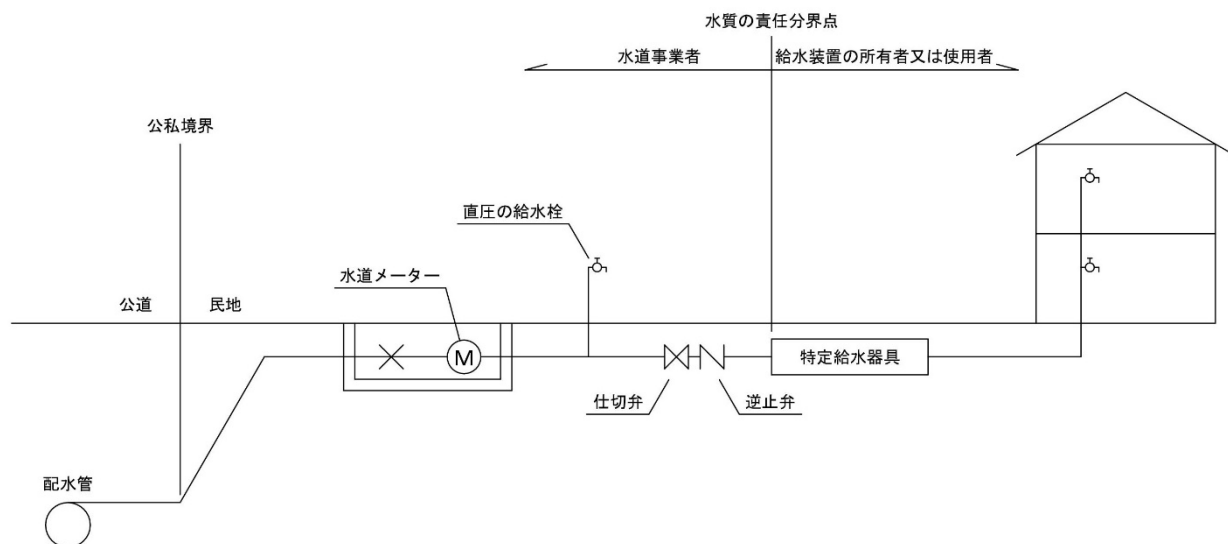
特定給水器具とは・・・

給水管や水栓の流入側に直結して設置し、設置箇所以降に水質の変化が予想される給水器具のこと。(例：浄水器・活水器など)

日々多様化する給水器具に対応するため、下記のとおり特定給水器具の設置に関して必要事項を定めましたので、各自確認の上、設計・施工してください。

- ・事前に水道課と協議し、配管計画と特定給水器具について説明すること。
- ・施工にあたっては原簿を提出し、併せて誓約書を提出すること。誓約書の内容については、申込者に十分に説明し了承を得ること。
- ・特定給水器具は水道メーターより下流側に設置すること。特定給水器具の上流側に直圧の給水栓、仕切弁及び逆止弁を設置すること。(設置例参照)

特定給水器具の設置例



年 月 日

特定給水器具設置に関する誓約書

大垣市長 石田 仁 様

申込者

住 所

氏 名

㊞

(法人の場合または本人が自署しない場合のみ、押印が必要です)

1. 設置場所

2. 給水器具の製品名等 (自己認証又は第三者認証が確認できる資料を添付すること)

上記の給水器具設置に関して、下記の事項を誓約します。

記

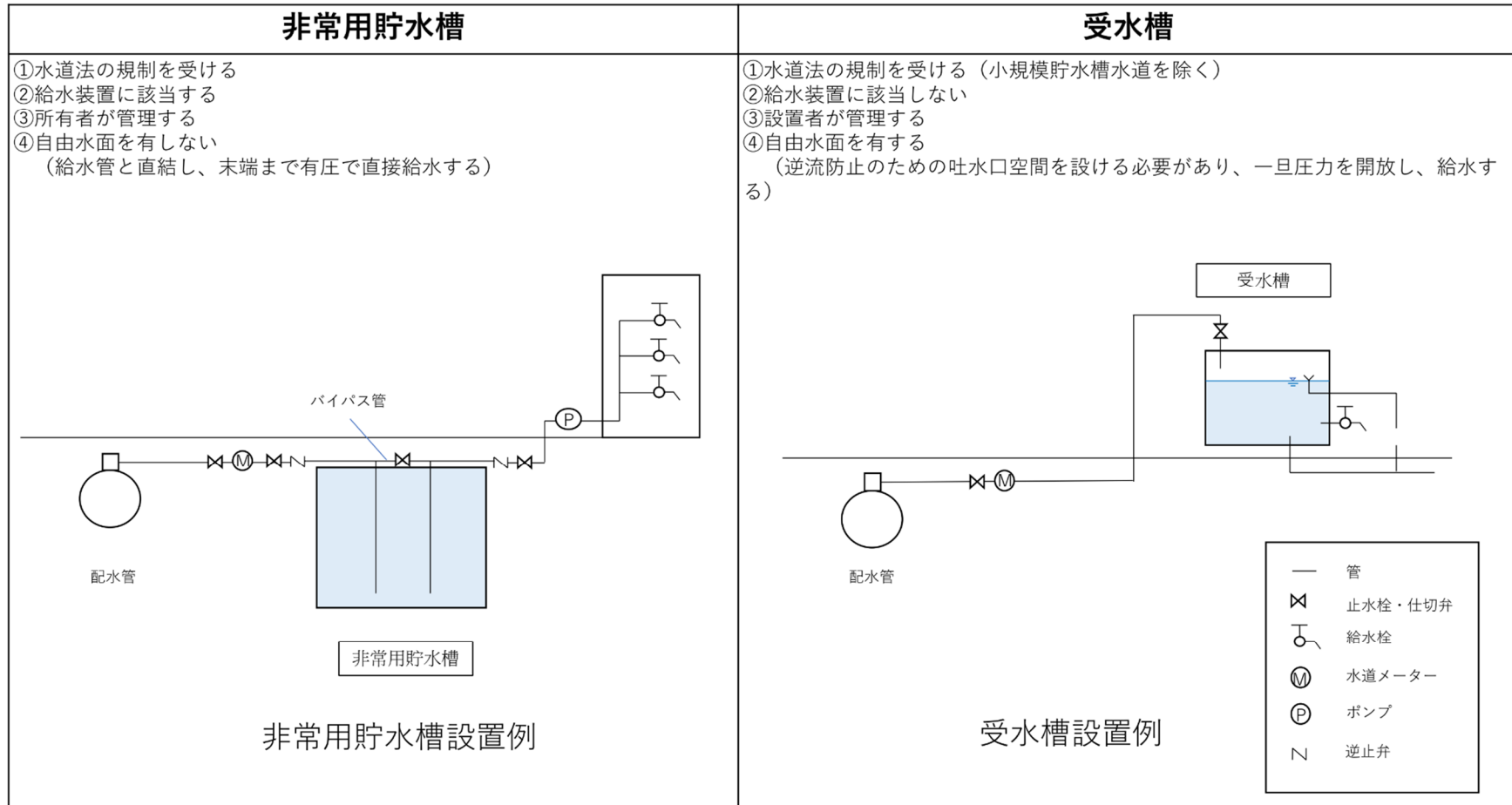
- ・当該器具設置箇所以降の管理責任は、給水装置の所有者又は使用者とすること。
- ・当該器具の維持管理責任は、給水装置の所有者又は使用者とすること。
- ・維持管理については、各製品の仕様に応じた定期点検等を実施すること。
- ・特定給水器具の設置に伴い、他の給水装置への水圧の影響もしくは水道法の定める水質基準や残留塩素の基準を満たさなくなる場合が生じても、使用者等が責任も持って適正に対処すること。水道事業者に対し、一切の異議申し立てをしないこと。
- ・濁り水等が発生し、当該器具に支障が生じても水道事業者に対し、一切の異議申し立てをしないこと。
- ・当該器具の使用を中止する場合は、所有者又は使用者にて撤去すること。ただし、事前に水道事業者へ給・排水工事原簿を提出すること。
- ・第三者へ譲渡する場合は、当誓約事項を譲受人に承継すること。

非常用貯水槽の取扱いについて（参考資料）

（令和 5 年 7 月 11 日付薬生水発 0711 第 1 号厚生労働省通達）

非常用貯水槽と受水槽

参考



年 月 日

非常用貯水槽設置に関する誓約書

大垣市長 石田 仁 様

申込者

住 所

氏 名

㊞

(法人の場合または本人が自署しない場合のみ、押印が必要です)

1. 設置場所

2. 非常用貯水槽の詳細資料 (容量や材質等が確認できる資料を添付すること)

上記の非常用貯水槽設置に関して、下記の事項を誓約します。

記

- ・当該品設置箇所以降の管理責任は、給水装置の所有者又は使用者とすること。
- ・当該品の維持管理責任は、給水装置の所有者又は使用者とすること。
- ・維持管理については、各製品の仕様に応じた定期点検等を実施すること。
- ・非常用貯水槽の設置に伴い、他の給水装置への水圧の影響もしくは水道法の定める水質基準や残留塩素の基準を満たさなくなる場合が生じて、使用者等が責任も持って適正に対処すること。水道事業者に対し、一切の異議申し立てをしないこと。
- ・濁り水等が発生し、当該器具に支障が生じて水道事業者に対し、一切の異議申し立てをしないこと。
- ・当該品の使用を中止する場合は、所有者又は使用者にて撤去すること。ただし、事前に水道事業者へ給・排水工事原簿を提出すること。
- ・第三者へ譲渡する場合は、当誓約事項を譲受人に承継すること。